

# 官報

号外 昭和四十四年五月九日

## ○第六十二回 参議院會議録第二十二号

昭和四十四年五月九日(金曜日)

午後三時六分開議

### ○議事日程 第二十三号

昭和四十四年五月九日

午前十時開議

第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北極アイランド連合王国との間の条約の締結について承認を求めるの件

第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件

第三 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とイタリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

第四 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

昭和三十四年五月九日 参議院會議録第二十二号 議長の報告

(内閣提出、衆議院送付)

第九 日本国有鉄道財政再建促進特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

- 一、請暇の件
- 一、国家公務員等の任命に関する件
- 一、日程第一より第九まで
- 一、通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る四月二十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

外務委員 渡辺 武君  
大蔵委員 野坂 参三君  
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

外務委員 野坂 参三君  
大蔵委員 渡辺 武君  
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

日本国とフィリピン共和国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求め

めるの件  
ブレク・トノット川電力開発かんがい計画の実施工事のための贈与に関する日本国政府とカンボディア王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

外務委員会に付託  
漁業近代化資金助成法案  
農林水産委員会に付託

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案  
有線放送電話に関する法律及び公衆電気通信法の一部を改正する法律案  
通信委員会に付託  
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律案  
建設委員会に付託

沖繩における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法案  
沖繩及び北方問題に関する特別委員会に付託

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案  
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

生活保護法の一部を改正する法律案(八木一男君外八名提出)  
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件  
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案  
石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案  
石炭鉱業経理規制臨時措置法の一部を改正する法律案  
炭鉱職者臨時措置法の一部を改正する法律案  
同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

昭和四十四年五月九日 參議院會議録第二十二号 議長の報告

五八四

看護婦国家試験の受験資格の特例に関する法律案(藤原道子君外一名発議)

同日左の質問主意書を内閣に転送した。朝鮮問題に関する国連決議及び日米安保条約の事前協議に関する質問主意書(多田省吾君提出) 去る四月二十八日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員 奥村 悦造君 河口 陽一君 前川 且君 渡辺 武君 河田 賢治君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。 災害対策特別委員 船田 謙君 八田 一朗君 松井 誠君 河田 賢治君 渡辺 武君

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案(広瀬秀吉君外十一名提出)

同日議長は、左の議員提出案を衆議院に送付した。 母子保健法の一部を改正する法律案(柏原ヤス君外一名発議) 労働基準法の一部を改正する法律案(藤原道子君外一名発議)

看護婦国家試験の受験資格の特例に関する法律案(藤原道子君外一名発議) 去る四月三十日議長は、左の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 新潟県における地すべり等による被害状況の実情を調査し、もつて災害対策樹立に資する。

一、派遣委員 足鹿 覺 佐藤 隆 塩田 啓典 上田 稔 松井 誠

一、派遣地 新潟県 一、期間 五月六日 一日間 一、費用 概算二、五〇〇円 右の通り議決した。よつて参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

昭和四十四年四月二十八日 災害対策特別委員長 足鹿 覺 参議院議長 重宗 雄三殿

同日内閣から、選挙制度審議会設置法第五条第一項の規定に基づき選挙制度審議会特別委員に国会議員を任命致したので、貴院議員のうちから前回と同様四名を推薦されたい旨の要求書を受領した。 去る二日衆議院から左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(広瀬秀吉君外十一名提出) 公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(広瀬秀吉君外十一名提出)

同日内閣から、参議院議員多田省吾君提出朝鮮問題に関する国連決議及び日米安保条約の事前協議に関する質問については、重要な問題を含んでいるので、慎重に検討する必要があるため、来る二十四日までには答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員多田省吾君提出朝鮮問題に関する質問については、重要な問題を含んでいるので、慎重に検討する必要があるため、来る二十四日までには答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

可した。

法務委員 和田 鶴一君 外務委員 佐藤 一郎君 文教委員 青柳 秀夫君 同 中村喜四郎君 同 中村喜四郎君

社会労働委員 渡谷 邦彦君 農林水産委員 亀井 善彰君 同 沢田 実君

同 向井 長年君 同 山本敬三郎君 同 山本敬三郎君

同 田代富士男君 同 浅井 亨君 同 高山 恒雄君

同 建設委員 同 建設委員 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 亀井 善彰君 外務委員 中村喜四郎君 文教委員 山本敬三郎君

同 佐藤 一郎君 同 田代富士男君 同 和田 鶴一君

同 浅井 亨君 同 高山 恒雄君 同 青柳 秀夫君

同 渡谷 邦彦君 同 沢田 実君 同 向井 長年君

同日大蔵委員会において当選した理事は左の通りである。 理事 岩動 道行君(鬼丸勝之君の補欠)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。 太平洋諸島信託統治地域に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託した。

建築基準法の一部を改正する法律案 同日委員長から左の報告書が提出された。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書 一昨七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

外務委員 中村喜四郎君 文教委員 山本敬三郎君 同 佐藤 一郎君

同 鬼丸 勝之君 同 高山 恒雄君 同 青柳 秀夫君

同 向井 長年君 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

外務委員 佐藤 一郎君 文教委員 青柳 秀夫君 同 中村喜四郎君

同 重宗 雄三君 同 向井 長年君 同 山本敬三郎君

同 高山 恒雄君 同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員 松井 誠君 沖繩及び北方問題に関する特別委員 前川 且君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。 災害対策特別委員 前川 且君 沖繩及び北方問題に関する特別委員 松井 誠君

同日内閣から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。 所得に対する租税に関する二重課税の回避のため日本国とインドとの間の協定を修正補足する議定書の締結について承認を求めめるの件

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを通信委員会に付託した。

有線放送業務の運用の規正に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

硫黄業安定臨時措置法案(玉置一徳君外一名提出)

郵便局舎等整備促進法案(森本靖君外十四名提出)

同日委員長から左の報告書が提出された。

公職選挙法の一部を改正する法律案可決報告書

同日内閣から、国際労働機関憲章第十九条の規定による千九百六十八年の国際労働機関第五十二回総会において採択された勧告に関する報告書を受領した。

昨日八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 後藤 義隆君

同 亀井 善彰君

同 青木 一男君

同 今 春曉君

同 津島 文治君

同 大竹平八郎君

同 高田 浩運君

同 田代富士男君

同 上林繁次郎君

同 重宗 雄三君

同 浅井 亨君

同 山本敏三郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 青木 一男君

同 重宗 雄三君

同 後藤 義隆君

同 高田 浩運君

同 山本敏三郎君

同 上田 稔君

同 今 春曉君

同 沢谷 邦彦君

同 北條 浩君

同 亀井 善彰君

同 沢田 実君

同 津島 文治君

同 田代富士男君

同 上林繁次郎君

同 重宗 雄三君

同 浅井 亨君

同 山本敏三郎君

同 沢谷 邦彦君

同 沢田 実君

同 北條 浩君

同 上田 稔君

同日委員長から左の報告書が提出された。訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案可決報告書

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約の締結について承認を求めるとの件議決報告書

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるとの件議決報告書

所得に対する租税に關する二重課税の回避のため日本国とイタリヤ共和国との間の条約の締結について承認を求めるとの件議決報告書

公衆電気通信法の一部を改正する法律案可決報告書

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案可決報告書

日本国有鉄道財政再建促進特別措置法案可決報告書

同日内閣から、左記の者を土地調整委員会委員長または委員に任命したので、土地調整委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求めるとの要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者を土地調整委員会委員長または委員に任命したので、土地調整委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求めるとの要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命したので、運輸省設置法第九条第一項の規定に基づき本院の同意を求めるとの要求書を受領した。

通行税法の一部を改正する法律案可決報告書

○議長(重宗雄三君) これより本日の会議を開きます。

この際、おはかりいたします。野坂参三君から病氣のため十一日間請暇の申し出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よつて、許可することに決しました。

○議長(重宗雄三君) この際、国家公務員等の任命に關する件につき、おはかりいたします。

内閣から、土地調整委員会委員長に谷口寛君、同委員に近藤武夫君を、運輸審議会委員に仲原善一君を任命することに、本院の同意を求めてまいりました。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、いずれも同意することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 日程第一、所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約の締結について承認を求めるとの件。

日程第二、所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるとの件。

日程第三、所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるとの件。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

議長の報告 會議 請暇の件 国家公務員等の任命に關する件 所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約の締結について承認を求めるとの件外二件 五八五

昭和四十四年五月九日 参議院会議録第二十二号

の回避のための日本国とイタリヤ共和国との間の条約の締結について承認を求めめるの件。

以上三件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長山本利壽君。

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約の締結について承認を求めめるの件  
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年五月八日

外務委員長 山本 利壽

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
この条約は、英国の税制改正に伴い、わが国と英国との間の現行の二重課税防止条約の規定を整備し、あわせてOECDモデル条約案に沿つた修正案を行なう等の全面的改正を加えた新たな条約である。

この条約の締結により両国の経済交流は一層促進されるものと期待されるので、妥当な措置と認められた。

一、費用  
別に費用を要しない。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリ

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約の締結について承認を求めめるの件外二件

リテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約の締結について承認を求めめるの件

右  
国会に提出する。

昭和四十四年三月二十日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約の締結について承認を求めめるの件  
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めめる。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約

日本国及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国は、  
所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための新たな条約を締結することを希望して、  
次のとおり協定した。

第一条

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

(1) この条約の対象である租税は、次のものとする。

(a) グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国においては、

(1) 所得税(付加税を含む)

(ii) 法人税  
(iii) 譲渡利益税

(b) 日本国においては、

(i) 所得税  
(ii) 法人税  
(iii) 住民税

(2) この条約は、この条約の署名の日の後にいづれか一方の締約国において現行の租税に加えて又はこれに代わつて課されるこれと同一の又はこれと実質的に類似の性質を有する租税(国税であるか地方税であるかを問わない)についても、また、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれの国の税法について行なわれた改正を相互に通知するものとする。

(3) この条約は、船舶又は航空機を運用する企業に関しては、第九条(2)に規定する租税についても、また、適用する。

第三条

(1) この条約において、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「連合王国」とは、グレート・ブリテン及び北部アイルランドをいう。

(b) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている領域をいう。

(c) 「国民」とは、

(i) 連合王国に関しては、連合王国及びその植民地のすべての市民で連合王国との関係からその地位を与えられたもの並びに連合王国において施行されている法令によつてその地位を与えられたすべての法人、組合及び団体をいう。

(ii) 日本国に関しては、日本国の国籍を有するすべての個人並びに日本国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないすべての団体で日本国の租税に関し日本国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるものをいう。

(d) 「連合王国の租税」とは、連合王国において課される租税で、第二条(1)又は(2)の規定によつてこの条約が適用されるものをい、日本国の租税」とは、日本国において課される租税で、第二条(1)又は(2)の規定によつてこの条約が適用されるものをいう。

(e) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又は連合王国の租税をいう。

(f) 「一方の締約国及び他方の締約国」とは、文脈により、日本国又は連合王国をいう。

(g) 「者」とは、法人及び法人以外の団体を含む。

(h) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に關し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(i) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(j) 「権限のある当局」とは、連合王国については、内閣入委員会又は内閣入委員会が権限を与えた代理者をい、日本国については、大蔵大臣又は大蔵大臣が権限を与えた代理者をいう。

(k) 「国際運輸」とは、船舶又は航空機の航行(船舶又は航空機の運用から利得を取得する者が、その居住者である締約国以外の締約国内の地点の間においてのみ行なうものを除く)をいう。

(2) 一方の締約国がこの条約を適用する場合には、特に定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約が適用される租税に関するその締約国の法令上のある意義を有するものとする。

第四条

(1) この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、

れるものをいう。

(d) 「連合王国の租税」とは、連合王国において課される租税で、第二条(1)又は(2)の規定によつてこの条約が適用されるものをい、日本国の租税」とは、日本国において課される租税で、第二条(1)又は(2)の規定によつてこの条約が適用されるものをいう。

(e) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又は連合王国の租税をいう。

(f) 「一方の締約国及び他方の締約国」とは、文脈により、日本国又は連合王国をいう。

(g) 「者」とは、法人及び法人以外の団体を含む。

(h) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に關し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(i) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(j) 「権限のある当局」とは、連合王国については、内閣入委員会又は内閣入委員会が権限を与えた代理者をい、日本国については、大蔵大臣又は大蔵大臣が権限を与えた代理者をいう。

(k) 「国際運輸」とは、船舶又は航空機の航行(船舶又は航空機の運用から利得を取得する者が、その居住者である締約国以外の締約国内の地点の間においてのみ行なうものを除く)をいう。

(2) 一方の締約国がこの条約を適用する場合には、特に定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約が適用される租税に関するその締約国の法令上のある意義を有するものとする。

(1) この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、

れるものをいう。

(d) 「連合王国の租税」とは、連合王国において課される租税で、第二条(1)又は(2)の規定によつてこの条約が適用されるものをい、日本国の租税」とは、日本国において課される租税で、第二条(1)又は(2)の規定によつてこの条約が適用されるものをいう。

(e) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又は連合王国の租税をいう。

(f) 「一方の締約国及び他方の締約国」とは、文脈により、日本国又は連合王国をいう。

(g) 「者」とは、法人及び法人以外の団体を含む。

(h) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に關し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(i) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。この用語には、当該一方の締約国内の源泉から所得を取得する場合に限り当該一方の締約国において課税される個人を含まない。「日本国の居住者」及び「連合王国の居住者」という語は、この定義に従つてそれぞれ解釈するものとする。

(2) (1)の規定によつて双方の締約国の居住者となる個人については、権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その個人が居住者であるとみなされる締約国を決定する。

(3) (1)の規定によつて双方の締約国の居住者となる者で個人以外のものは、その者の本店又は主たる事務所が所在する締約国の居住者とみなす。

第五条

この条約に基づき所得について一方の締約国の租税が軽減される場合において、他方の締約国において施行されている法令により、個人が、その所得の全額についてではなくその所得のうち当該他方の締約国に送金され又は当該他方の締約国内で受領した部分について租税を課されることとされているときは、この条約に基づき当該一方の締約国において認められる租税の軽減は、その所得のうち当該他方の締約国に送金され又は当該他方の締約国内で受領した部分についてのみ適用する。

第六条

(1) この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行なう一定の場所で、企業がその事業の全部又は一部を行なっているものをいう。

- (a) 管理所
- (b) 支店
- (c) 事務所
- (d) 工場

(e) 作業場

(f) 鉱山、採石場その他天然資源を採取する場所

(g) 建物の工事現場又は建設若しくは組立ての工事で、十二箇月をこえる期間存続するもの

(3) 「恒久的施設」については、次のことは、含まれないものとする。

- (a) 企業に属する物品又は商品をもつばら保管し、展示し、又は引き渡すため、施設を使用すること。
- (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もつばら保管し、展示し、又は引き渡すため、保有すること。
- (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もつばら他の企業による加工のため、保有すること。
- (d) 企業のためにもつばら物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集するため、事業を行なう一定の場所を保有すること。
- (e) 企業のためにもつばら広告、情報の提供、科学的調査又はこれらに類する準備的若しくは補助的な性質の活動を行なうため、事業を行なう一定の場所を保有すること。

(4) 一方の締約国の企業は、他方の締約国内で第十八条にいう芸能人又は運動家の役務を提供する活動を行なう場合には、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。

(5) 一方の締約国内で他方の締約国の企業に代わつて行動する者(6)の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く)は、次のいずれかの場合には、当該一方の締約国内の恒久的施設とされる。

- (a) その者が、当該一方の締約国内で当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使する場合。ただし、その者の行動が当該企業のために物品又は商品を購入することに限られるときは、この限りでない。

(b) その者が、当該企業に属する物品又は商品の在庫で通常これにより当該企業に代わつて注文に応ずるためのものを当該一方の締約国内に保有する場合

(6) 一方の締約国の企業は、仲立人、問屋その他独立の地位を有する代理人でこれらの者としての業務を通常の方法で行なうものを通じて他方の締約国内で事業活動を行なっているという理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされることはない。

(7) 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国において恒久的施設を通じて若しくは通じないで事業を行なう法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設であることとはならない。

第七条

(1) 不動産から生ずる所得に対しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができる。

(2) (a) 「不動産」の定義は、(b)の規定に従うことを条件として、当該財産が存在する締約国の法令によるものとする。

(b) 不動産には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(金額が確定しているかどうかを問わない)を受け取る権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

(3) (1)の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他すべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

(4) (1)及び(3)の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び自由職業を行なうために使用される不動産から生ずる所得のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド

動産から生ずる所得についても、また、適用する。

第八条

(1) 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なわない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なう場合には、その企業の利得に対し、当該恒久的施設に帰せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(2) 一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なう場合には、各締約国において、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行ない、かつ、当該恒久的施設を有する企業と、全く独立の立場で、取引を行なう別個のかつ分離した企業であるとすれば、当該恒久的施設が取得するとみられる利得が、当該恒久的施設に帰せられるものとする。

(3) 恒久的施設の利得を決定するに際しては、経営費及び一般管理費を含むすべての費用で、その恒久的施設が独立の企業であると仮定した場合に控除されるものは、合理的にその恒久的施設に配分することができるものである限り、その恒久的施設が存在する締約国内で生じたか又は他の場所で生じたかを問わず、経費に算入することを認められるものとする。

(4) (2)の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国において法令に従つて行なわれている場合には、その締約国が租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によつて決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、その方法によつて得た結果がこ

昭和四十四年五月九日 参議院會議録第二十二号

の条の原則に適合するようなものでなければならぬ。

(5) 恒久的施設が企業のために行なつた物品又は商品の単なる購入を理由としては、いかなる利得もその恒久的施設に帰せられることはない。

(6) (1)から(5)までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定するものとする。ただし、別の方法を用いることについて正当な理由があるときは、この限りでない。

(7) 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、これらの条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第九条

(1) 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、他方の締約国の租税を免除する。

(2) 一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、連合王国の企業である場合には日本国における事業税、日本国の企業である場合には日本国における事業税に類似する租税で連合王国において今後課されることのあるものをも免除される。

第十条

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合であつて、そのいずれの場合においても、双方の企業の間に、その商業上又は資金上の関係において独立の企業間に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されるときは、その条件がなかつたならば一方の企業の利得となつたはずである利得で、その条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものは、その企業の利得に算入して課税

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約の締結について承認を求めめるの件外二件

第十一条

(1) 一方の締約国の居住者である法人が支払う配当でその受益者が他方の締約国の居住者であるものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(2) (1)の配当に対しては、これを支払つた法人が居住者である締約国においても、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、次のものをこえないものとする。

(a) 当該配当の受益者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先だつ十二箇月の全期間を通じて、当該配当を支払う法人の議決権の少なくとも二十五パーセントを有する法人である場合には、当該配当の金額の十パーセント

(b) その他のすべての場合には、当該配当の金額の十五パーセント

(3) この条において「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く)から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行なう法人が居住者である国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいひ、配当を支払う法人が居住者である締約国の法令上法人の配当その他利得の分配として取り扱われるその他のものを含む。ただし、配当には、第十二条又は第十三条の規定に基づいて租税の軽減が認められる利子及び使用料を含まない。

(4) 一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該配当の支払の基因となつた株式又は持分の保有が、当該恒久的施設を通じて行なわれる事業と実質的に関連を有しているときは、(1)及び(2)の規定は、適用しない。この場合には、第八条の規定が適用される。

(5) この条の規定に基づいて一方の締約国の租税の軽減に対しては、当該一方の締約国の法令に基づき租税の軽減又は免除に対する制限であつて納税義務の適正な履行を維持するため及び不当に租税上の利益を取得することを防止するために施行されている規定によつて課されるものと同様の制限を課するものとする。

(6) 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人が支払う配当でその受益者が当該他方の締約国の居住者でないもの及び当該法人の留保所得については、これらの全部又は一部が当該他方の締約国内で生じた利得又は所得から成るときも、当該配当に対していかなる租税をも課することができず、また、当該法人の留保所得に対して留保所得税を課することができない。

第十二条

(1) 一方の締約国内で生ずる利子でその受益者が他方の締約国の居住者であるものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(2) (1)の利子に対しては、当該利子が生じた締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の金額の十パーセントをこえないものとする。

(3) この条において「利子」とは、公債、債券又は社債(担保の有無及び利得の分配を受ける権利の有無を問わない)その他のすべての種類の信用に係る債権から生じた所得並びにこのような債権について償還された金額のうち融通された金額をこえる部分及びその他の所得で当該所得が生じた締約国の税法上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいふ。

(4) 一方の締約国の居住者である利子の受益者が、他方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該利子を生じた債権が当該恒久的施設を通じて行なわれる事業と実質的に関連を有しているときは、(2)の規定は、適用しない。

この場合には、第八条の規定が適用される。

(5) 利子は、その支払者が一方の締約国又はその地方政府、地方公共団体若しくは居住者である場合には、その締約国内で生じたものとされる。ただし、利子の支払者(一方の締約国の居住者であるかどうかを問わない)が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、その利子を支払う基因となつた債権が当該恒久的施設について生じ、かつ、その利子を当該恒久的施設が負担するときは、その利子は、当該恒久的施設が存在する締約国内で生じたものとされる。

(6) 一方の締約国の法令の規定で、居住者でない法人に支払われる利子にのみ関するもの又は支配関係にある法人の間の利子の支払にのみ関するものの運用にあたり、他方の締約国の居住者である法人に支払われる利子は、これを支払う法人の課税利得の算定上、配当その他利得の分配であるとしてその損金算入を否認されることはない。この(6)の規定は、利子の支払の基因となつた債権が、善意の商業上の理由によらず主としてこの条の規定を利用するために設けられ又は移転されたものである場合には、適用しない。

(7) (2)の規定に基づく租税の軽減は、次の場合には、証券取引所で取引されるいかなる形態の債権に係る利子についても、適用しない。

(a) 利子の受益者がその居住者である締約国において当該利子について租税を課されておらず、かつ、

(b) 当該受益者が当該利子を生じた債権をその取得の日から三箇月以内に売却し、又は売却する旨の契約を締結する場合

(8) 支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、支払われた利子の金額が、その支払の基因となつた債権を考慮する場合において、その関係がなかつたならば支払者及び受益者が合意するとみられる金額をこ

えるときは、この条の規定は、その合意するとみられる金額についてのみ適用する。この場合には、支払われた金額のうち超過分に對し、この条約の他の規定に妥當な考慮を払つたうえ、各締約国の法令に從つて租税を課することができる。

第十三条

(1) 一方の締約国内で生ずる使用料でその受益者が他方の締約国の居住者であるものに對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(2) (1)の使用料に對しては、当該使用料が生じた締約国において、その締約国の法令に從つて租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の金額の十パーセントをこえないものとする。

(3) この条において「使用料」とは、文学上、美術上若しくは學術上の著作物(映画フィルム及びラジオ又はテレビジョン用のフィルム又はテープを含む)の著作權、特許權、商標權、意匠若しくは模型、圖面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の權利の對価として、産業上、商業上若しくは學術上の設備の使用若しくは使用の權利の對価として、又は産業上、商業上若しくは學術上の經驗に關する情報の對価として受け取るすべての種類の支払金をいう。

(4) 一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、その使用料を生じた他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、その使用料を生じた權利又は財産が当該恒久的施設を通じて行なわれる事業と實質的に關連を有しているときは、(2)の規定は、適用しない。この場合には、第八条の規定が適用される。

(5) 使用料は、その支払者が一方の締約国又はその地方政府、地方公共団体若しくは居住者である場合には、その締約国内で生じたものとされる。ただし、使用料の支払者(一方の締約国の居住者であるかどうかを問わない)が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、その使用料を当該恒久的施設が負担するときは、その使用料は、当該恒久的施設が存在する締約国内で生じたものとする。

(6) 一方の締約国の法令であつて、法人が支払う使用料につき当該法人の課税利得の算定上当該使用料を配当その他利得の分配であるとしてその損算入を否認すべきことを定めていられるものは、他方の締約国の居住者に支払われる使用料については適用されない。この(6)の規定は、当該使用料を生じた權利又は財産が、善意の商業上の理由によらず主としてこの条の規定を利用するために設けられ又は譲渡されたものである場合には、適用しない。

(7) (1)、(2)及び(5)の規定は、文学上、美術上若しくは學術上の著作物(映画フィルムを含む)の著作權、特許權、商標權、意匠若しくは模型、圖面又は秘密方式若しくは秘密工程の譲渡から生ずる収入についても、同様に、適用する。ただし、その収入に係る収益に對して第十四条(2)の規定が適用される場合は、この限りでない。

(8) 支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、支払われた使用料の金額が、その支払の基因となつた使用、權利又は情報を考慮する場合において、その關係がなかつたならば支払者及び受益者が合意するとみられる金額をこえる場合には、この条の規定は、その合意するとみられる金額についてのみ適用する。この場合には、支払われた金額のうち超過分に對し、この条約の他の規定に妥當な考慮を払つたうえ、各締約国の法令に從つて租税を課することができる。

第十四条

(1) 第七条(2)に定義する不動産の譲渡から生ずる譲渡収益に對しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができる。

る恒久的施設の事業用資産の一部をなす財産(不動産を除く)。又は一方の締約国の居住者が自由職業を行なうため他方の締約国において使用することができる固定施設に係る財産(不動産を除く)の譲渡から生ずる譲渡収益(単独に若しくは企業全体とともに行なわれる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定施設の譲渡から生ずる譲渡収益を含む)に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。ただし、一方の締約国の居住者が國際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産(不動産を除く)の譲渡によつて取得する譲渡収益に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(2) (1)の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の株式の譲渡によつて取得する譲渡収益に對しては、次のことを条件として、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(a) 当該譲渡者が保有し又は所有する株式(当該譲渡者の特殊關係者が保有し又は所有する株式で当該譲渡者が保有し又は所有するものと合算されるものを含む)の数が、当該課税年度又は賦課年度中のいかなる時点においても当該法人の株式の総数の少なくとも二十五パーセントであること。

(b) 当該譲渡者及びその特殊關係者が当該課税年度又は賦課年度中に譲渡した株式の総数が、当該法人の株式の総数の少なくとも五パーセントであること。

(4) 一方の締約国の居住者が第十三条(7)並びにこの条の(1)、(2)及び(3)に規定する財産以外の財産の譲渡によつて取得する譲渡収益に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十五条

(1) 一方の締約国の居住者が自由職業その他これに類する獨立の活動に關して取得する所得に對しては、その者が自己の活動を遂行するために通常使用することができる固定施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。その者がそのような固定施設を有する場合には、当該所得に對しては、当該固定施設に歸せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(2) 「自由職業」には、特に、學術上、文學上、美術上及び教育上の獨立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、齒科醫師及び公認會計士の獨立の活動を含む。

第十六条

(1) 第十七条、第十九条及び第二十条の規定を留保して、一方の締約国の居住者が勤務に關して取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に對しては、その勤務が他方の締約国内で行なわれない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内で行なわれる場合には、その勤務から生ずる報酬に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(2) (1)の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行なう勤務に關して取得する報酬に對しては、次のことを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) その報酬の受領者が当該課税年度又は当該賦課年度を通じて合計百八十三日をこえない期間当該他方の締約国内に滞在し、

(b) その報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われ、かつ、

(c) その報酬が当該他方の締約国内に雇用者の有する恒久的施設又は固定施設によつて負担されないこと。

(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、一方の締約国

昭和四十四年五月九日 参議院會議録第二十二号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約の締結について承認を求めめるの件外二件

五九〇

の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機において行なわれる勤務に關する報酬に対しては、その締約国において租税を課することができ。

第十七条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員で取得する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十八条

第十五条及び第十六条の規定にかかわらず、演劇、映画、ラジオ又はテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人及び運動家がこれらの者としての個人的活動によつて取得する所得に対しては、その活動が行なわれる締約国において租税を課することができる。

第十九条

(1) 第二十条(1)及び(2)の規定を留保して、一方の締約国の居住者に過去の勤務について支払われる退職年金その他これに類する報酬及び当該居住者に支払われる保険年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(2) 「保険年金」とは、適正かつ十分な対価に應ずる給付を行なう義務に基づき、終身又は特定の若しくは確定することができる期間中、所定の時期において定期的に支払われる所定の金額をいう。

第二十条

(1) 政府の職務の遂行として連合王国政府若しくは北部アイルランド政府又は連合王国の地方公共団体に提供された役務に關し、連合王国若しくは北部アイルランドの公共の基金又は連合王国の地方公共団体の基金から個人に支払われる報酬又は退職年金に対しては、連合王国においてのみ租税を課することができる。ただし、その個人が日本国の国民である場合及び永住のため日本国に入国することを許可された者である

場合は、この限りでない。

(2) 政府の職務の遂行として日本国政府又は日本国の地方公共団体に提供された役務に關し、同政府若しくは当該地方公共団体が個人に支払う報酬若しくは退職年金又は同政府若しくは当該地方公共団体が提出した基金から個人に支払われる報酬若しくは退職年金に対しては、日本国においてのみ租税を課することができる。ただし、その個人が連合王国の国民である場合及び連合王国の通常の居住者である場合は、この限りでない。

(3) (1)及び(2)の規定は、(1)及び(2)の政府又は地方公共団体が利得を得る目的で行なう営業又は事業に關連して提供された役務について支払う報酬又は退職年金については、適用しない。

第二十一条

もつぱら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者で現に他方の締約国の居住者であり、又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付に対しては、当該一方の締約国において租税を課されない。ただし、その給付が当該一方の締約国外から支払われるものであることを条件とする。

第二十二条

(1) 大学、学校その他の教育機関において教育を行なうため一方の締約国を訪れ、二年をこえない期間滞在する教授又は教員で、現に他方の締約国の居住者であり、又は訪れる直前に他方の締約国の居住者であつたものは、その教育に關して取得する報酬につき、当該一方の締約国において租税を免除される。

(2) 一方の締約国からの個人で、政府又は宗教、慈善、學術、文芸若しくは教育に關する団体から研究を主たる目的とする交付金、手当又は奨励金を受領する者として、二年をこえない期間他方の締約国内に一時的に滞在するものは、その交付金、手当又は奨励金につき、当該他方の

締約国の租税を免除される。

第二十三条

(1) 一方の締約国の居住者の所得で、当該一方の締約国又は他方の締約国で生じ、かつ、これにつき前諸条に明文の規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(2) 一方の締約国の居住者の所得でいずれの締約国にもその源泉がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(3) この条の規定は、一方の締約国の居住者が他方の締約国内に有する恒久的施設に帰せられる所得に対する課税に影響を及ぼすものと解してはならない。

第二十四条

(1) 連合王国外の領域において納付される租税を連合王国の租税から控除することに關する連合王国の法令の現行の規定及びこれらの規定について今後行なわれる改正でこれらの規定の原則に影響を及ぼさないものに従うことを条件として、

(a) 日本国内の源泉から生ずる利得、所得又は課税譲渡取益につき、日本国の法令に基づき、かつ、この条約に従つて直接に又は源泉徴収によつて納付される日本国の租税(配当については、配当の支払の基因となつた利得について納付される租税を除く)は、その算定の基礎となつた当該利得、所得又は課税譲渡取益について算定される連合王国の租税から控除する。

(b) 日本国の居住者である法人が、その議決権の少なくとも二十五パーセントを直接又は間接に支配する連合王国の居住者である法人に支払う配当に關しては、(a)の控除を行なうにあたり、(a)の規定に基づいて控除される日本国の租税のほか、当該日本国の居住者である法人が当該配当の支払の基因となつた利得

について納付する日本国の租税を考慮に入れるものとする。

(2) 連合王国内に源泉がある所得につき、直接に又は源泉徴収によつて納付される連合王国の租税は、日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに關する日本国の法令の現行の規定及びこれらの規定について今後行なわれる改正でこれらの規定の原則に影響を及ぼさないものに従い、その所得について納付される日本国の租税から控除する。その控除を行なうにあたり、その所得が、連合王国の居住者である法人がその議決権のある株式又はその発行した全株式の少なくとも二十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払う配当である場合には、連合王国の法人がその利得について納付する連合王国の租税を考慮に入れるものとする。

(3) (1)及び(2)の規定の適用上、一方の締約国の居住者が取得する所得、利得及び譲渡取益で、この条約に従つて他方の締約国において租税を課することができるものは、当該他方の締約国内の源泉から生じたものとされる。

第二十五条

(1) 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民が課されており又は課されることがある租税又はこれに關連する要件以外の又はこれらよりも重い租税又はこれに關連する要件を課されることはない。

(2) 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行なう当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

(3) 一方の締約国の企業で資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者によつて直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の

締約国の類似の他の企業が課されており又は課されることがある租税又はこれに関連する要件以外の又はこれらよりも重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

(4) この条のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、当該一方の締約国の居住者である個人に対して認められる租税上の人的控除、救済及び軽減を当該一方の締約国の居住者でない個人に対して認めることを義務づけ、又は一方の締約国において、他方の締約国の居住者である法人に支払われる配当について課される租税を免除するものと解してはならない。

(5) この条において「租税」とは、すべての種類の税をいう。

第二十六条

(1) 一方の締約国の居住者は、一方又は双方の締約国の措置によつてこの条約に適合しない課税を受け又は受けるに至ると認められる場合には、両締約国の法令で定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対し、その事案について申立てをすることができ、その申立てが正当であると認められ、かつ、その権限のある当局が適当な解決を与えることができない場合には、その権限のある当局は、この条約に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつてその事案を解決するように努めるものとする。

(2) 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に關して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するように努めるものとする。

(3) 両締約国の権限のある当局は、(2)及び(3)にいう合意に達するため、直接相互に通信することができる。

第二十七条

両締約国の権限のある当局は、この条約を実施するため、又はこの条約が適用される租税に關して詐欺を防止し、若しくは脱法に対処することを目的とする法規を実施するために必要な情報(その

昭和四十四年五月九日 参議院会議録第二十二号

れぞれの国の税法に基づき行政の通常の運営において入手することができるもの)を交換するものとする。このようにして交換された情報は、秘密として取り扱わなければならない。ただし、この条約が適用される租税の賦課若しくは徴収又はそれらの税法に關する執行若しくは訴訟に關与する者(裁判所及び行政機関を含む)に対しては、これを開示することができる。営業上、事業上、産業上若しくは職業上の秘密又は取引の過程を明らかにするような情報は、交換されないものとする。

第二十八条

(1) この条約は、連合王国が国際關係について責任を負う地域で、この条約が適用される租税と実質的に類似の租税を課するものに対し、そのまま又は修正を加えて適用することができる。その適用は、外交上の経路を通ずる公文の交換その他両締約国の憲法上の手続に適合した方法によつて両締約国の間で約定される日から、約定される修正及び条件(終了に關する条件を含む)に従つて効力を生ずる。

(2) この条の規定に基づいてこの条約が適用された地域に対するこの条約の適用は、この条約が終了するときは、両締約国が別段の合意をしない限り、終了するものとする。

第二十九条

(1) この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにロンドンで交換されるものとする。

(2) この条約は、批准書の交換の日の後三十日の期間が満了した時に効力を生じ、かつ、次のものについて適用する。

(a) 連合王国においては、

- (i) この条約が効力を生ずる年の四月六日以後に開始する各賦課年度分の所得税(付加税を含む)及び譲渡収益税
  - (ii) この条約が効力を生ずる年の四月一日以後に開始する各財政年度分の法人税
- (b) 日本国においては、

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北極アイランド間の条約の締結に關して承認を求めめるの件外二件

この条約が効力を生ずる年の一月一日以後に開始する各課税年度分の所得

(4) の規定を留保して、千九百六十二年九月四日に東京で署名された所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北極アイランド連合王国政府との間の条約は、(2)の規定に従つてこの条約が適用される租税について効力を失うものとする。

(4) 千九百六十二年九月四日に東京で署名された(3)の条約のいづれかの規定が租税上の一層有利な救済を与えるものである場合には、その規定は、この条約の効力発生前に開始する賦課年度、財政年度又は課税年度について引き続き効力を有するものとする。

(5) 千九百六十二年九月四日に東京で署名された(3)の条約は、この条の規定に従つて効力を有する最後の日に終了するものとする。

第三十条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いづれかの締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後の各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じ他方の締約国に対して書面による終了の通告を行なうことができ、この場合には、この条約は、次のものについて効力を失う。

(a) 連合王国においては、

- (i) その通告が行なわれた年の翌年の四月六日以後に開始する各賦課年度分の所得税(付加税を含む)及び譲渡収益税
  - (ii) その通告が行なわれた年の翌年の四月一日以後に開始する各財政年度分の法人税
- (b) 日本国においては、

その通告が行なわれた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度分の所得

以上の証拠として、下名は、このために正当に委任を受け、この条約に署名した。

千九百六十九年二月十日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために  
愛知揆一

グレート・ブリテン及び北極アイランド連合王国のために  
ジョン・ピルチャー

審査報告書  
所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結に關して承認を求めめるの件  
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年五月八日  
外務委員長 山本 利壽  
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書  
一、委員会の決定の理由  
この協定は、わが国とオーストラリアとの間で所得に対する二重課税の回避及び脱税の防止について取り決めることを目的とし、相手国に支店等の恒久的施設を有する法人の所得に対する相手国の課税制限、船舶及び航空機の運用利得に対する相互免税、配当、利子及び使用料に対する源泉地間の課税軽減、短期滞在者、教授、学生等の受け取る報酬、手当等に対する課税免除等の措置を定めるとともに、それぞれの国内税法に基づき、二重課税を回避する方法を規定したものである。この協定の締結により両国間の経済、技術及び文化交流は一層促進されるものと期待されるので、妥当な措置と認められた。

昭和四十四年五月九日 参議院会議録第二十二号

一、費用  
別に費用を要しない。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるとの件

右  
国会に提出する。

昭和四十四年四月二日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるとの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定

日本国政府及びオーストラリア連邦政府は、所得に対する租税に関する二重課税を回避し及び脱税を防止するための協定を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

(1) この協定が適用される租税は、次のものとす。  
(a) オーストラリアにおいては、連邦所得税(同族会社の分配可能所得中の留保額に対する付加税を含む)。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるとの件外二件

(b) 日本国においては、所得税及び法人税

(2) この協定は、(1)に掲げる租税に加えて又はこれに代わつてその後日本国又は連邦によつて課される租税であつてこれと同一の又はこれと実質的に類似の性質を有するものについても、また、適用する。

(3) この協定において、「オーストラリアの租税」とは、この協定が適用される連邦の租税をいい、「日本国の租税」とは、この協定が適用される日本国の租税をいう。

(4) この協定は、第六条(2)の規定に関する場合に限り、第六条(2)に規定する租税についても、また、適用する。

第二条

(1) この協定において、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「連邦」とは、オーストラリア連邦をいう。  
(b) 「オーストラリア」とは、連邦をいい、地理的意味で用いる場合には、次の地域を含む。

(i) ノーフォーク島地域  
(ii) クリスマス島地域  
(iii) ココス(キーリング)諸島地域  
(iv) アッシュモア及びカーティア諸島地域

(v) この協定の署名の日の後に連邦の地域となる領域  
(c) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域をいう。

(d) 「締約国」、「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はオーストラリアをいう。

(e) 「日本国における居住者」とは、日本国の租税に関する日本国の法令により日本国における居住者とされる者をいい、「オーストラリアにおける居住者」とは、オーストラリアの租税に関する法令でオーストラリアにおいて施行されているものによりオーストラリアに

おける居住者とされる者をいう。  
(f) 「オーストラリアの居住者」とは、オーストラリアにおける居住者であり、かつ、日本国における居住者でない者をいい、「日本国の居住者」とは、日本国における居住者であり、かつ、オーストラリアにおける居住者でない者をいう。

(g) 「一方の締約国の居住者」、「他方の締約国の居住者」及び「当該他方の締約国の居住者」とは、文脈により、日本国の居住者又はオーストラリアの居住者をいう。

(h) 「者」には、法人及び法人以外の社団を含む。  
(i) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、文脈により、日本国の居住者又はオーストラリアの居住者が営む産業上又は商業上の企業をいう。

(j) 「法人」には、租税に関し法人として取り扱われる団体(法人格の有無を問わない)を含む。  
(k) 「権限のある当局」とは、オーストラリアについては、税務長官又は権限を与えられたその代理人をいい、日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理人をいう。

(1) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はオーストラリアの租税をいう。  
(2) 「日本国の租税」及び「オーストラリアの租税」には、この協定が適用される租税に関する法令で日本国又はオーストラリアにおいて施行されているものに基づいて課される附帯税又はこれに相当するものを含まない。

(3) この協定に基づき所得について一方の締約国において租税が減免される場合において、他方の締約国において施行されている法令により、個人が、その所得の全額についてではなくその所得のうち当該他方の締約国に送金され又は当該他方の締約国内で受領した部分について租税を課されることとされているときは、この協定

に基づき当該一方の締約国において認められる租税の減免は、その所得のうち当該他方の締約国に送金され又は当該他方の締約国内で受領した部分についてのみ適用する。

(4) この協定の用語で特に定義されていないものは、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、一方の締約国において、この協定が適用される租税に関するその締約国において施行されている法令上有する意義を有するものとする。

第三条

(1) この協定の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行なう一定の場所で、企業がその事業の全部又は一部を行なつてゐるものをいう。

(2) 「恒久的施設」には、次のものを含む。

- (a) 管理所
- (b) 支店
- (c) 事務所
- (d) 工場
- (e) 作業場
- (f) 鉱山、採石場その他天然資源を採取する場所
- (g) 農業、牧畜業又は林業の用に供される土地
- (h) 建築工事現場又は建設、据付け若しくは組立ての工事で、六箇月をこえる期間存続するもの

(3) 「恒久的施設」については、次のことは、含まれないものとする。  
(a) 企業に属する物品又は商品をもつばら保管し、展示し、又は引き渡すため、施設を使用すること。  
(b) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もつばら保管し、展示し、又は引き渡すため、保有すること。  
(c) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もつばら他の企業による加工のため、保有すること。

(d) 企業のためにもつばら物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集するため、事業を行

なり一定の場所を保有すること。

(e) 企業のためにつばら広告、科学的調査その他の準備的又は補助的な性質の活動を行なうため、事業を行なう一定の場所を保有すること。

(4) 一方の締約国の企業は、他方の締約国における建築工事現場又は他方の締約国で行なわれている建設、据付け若しくは組立ての工事に関連して、六箇月をこえる期間、当該他方の締約国内で監督活動を行なう場合には、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。

(5) 一方の締約国内で他方の締約国の企業に代わつて行動する者(6)の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く)は、次のいずれかの場合には、当該一方の締約国内の当該企業の恒久的施設とされる。

(a) その者が、当該一方の締約国内で当該企業に代わつて契約を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使する場合。ただし、その者の行動が当該企業のために物品又は商品を購入することに限られるときは、この限りでない。

(b) その者が、当該企業に代わつて行動するにあたり、当該企業のために当該一方の締約国内で物品を製造し又は加工する場合

(6) 一方の締約国の企業は、仲立人、問屋その他独立の地位を有する代理人でこれらの者としての業務を通常の方法で行なうものを通じて他方の締約国内で事業活動を行なつているという理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされることはない。

(7) 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国において恒久的施設を通じ若しくは通じないで事業を行なう法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設であることとはならない。

昭和四十四年五月九日 参議院会議録第二十二号

(8) 一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に対し物品を販売する場合において、当該物品が、当該他方の締約国内で産業上又は商業上の企業により、当該一方の締約国の企業のために、又はその企業の注文に応じて製造され、組み立てられ、加工され、包装され、又は配達されたものであり、かつ、

(a) いずれか一方の企業が他方の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加するときは、又は

(b) 同一の者が双方の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加するとき

この協定の適用上、当該一方の締約国の企業は、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされ、かつ、当該恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なうものとされる。

第四条

(1) 一方の締約国の企業の産業上又は商業上の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なわれない限り、当該他方の締約国において租税を課されない。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なう場合には、その利得に対し、当該恒久的施設に帰せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(2) 一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なう場合には、当該恒久的施設が同一又は類似の活動を行なう独立の企業であり、かつ、当該恒久的施設を有する企業との取引がその企業又はいづれか独立の企業と全く独立の立場で行なわれる取引であるとすれば、当該恒久的施設が当該他方の締約国内で取得するとみられる産業上又は商業上の利得が、当該恒久的施設に

帰せられるものとする。このようにして当該恒久的施設に帰せられる利得は、当該他方の締約国内の源泉から生じた所得とされ、租税を課されるものとする。

(3) 一方の締約国内にある恒久的施設に帰せられる産業上又は商業上の利得を決定するに際しては、通常の経営費及び一般管理費を含む当該企業すべての費用であつて、その恒久的施設が独立の企業であると仮定した場合に控除され、かつ、合理的にその恒久的施設に配分することができるとは、その恒久的施設が存在する締約国内で生じたか又は他の場所で生じたかを問わず、経費に算入することを認められるものとす。

(4) 恒久的施設が企業のために行なつた物品又は商品の単なる購入を理由としては、いかなる利得もその恒久的施設に帰せられることはない。

(5) この条において、「産業上又は商業上の利得」とは、企業が事業を行なうことによつて取得する利得をいう。ただし、次のものを含まない。

(a) 配当、利子、賃貸料又は使用料(第九条の規定の適用上「使用料」とされる支払金を含む)。ただし、他方の締約国の企業が一方の締約国内にある恒久的施設を通じて行なう事業と実質的に関連を有するものを除く。

(b) 船舶又は航空機の運用から生ずる所得

(c) 人的役務(自由職業の役務を含む)に対する報酬

第五条

(1) (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合において、双方の企業の間相互に全く独立の立場で取引を行なう独立の企業の間働くとみられる条件と異なる条件がその産業上又は資金

上の関係において働き、かつ、一方の企業の利得となつたはずである利得がそのような事情のために当該一方の企業の利得とならなかつたときは、当該一方の企業が同一又は類似の活動を行なう独立の企業であるとし、かつ、他方の企業との取引がその企業又はいづれか独立の企業と全く独立の立場で行なわれる取引であつたとすれば当該一方の企業の利得となつたはずである利得は、当該一方の企業の利得に算入することができ。

第六条

(1) 一方の締約国の居住者は、船舶又は航空機の運用(他方の締約国内の地点の間においてのみ行なわれる運用を除く)によつて取得する利得については、他方の締約国において租税を免除される。

(2) (1)にいう船舶又は航空機の運用につき、オーストラリアの居住者は、日本国における事業税をその課税標準が利得である限りにおいて免除されるものとし、また、日本国の居住者は、事業税に相当する租税で連邦によつて今後課されることのあるものをその課税標準が利得である限りにおいて免除される。

(3) (1)及び(2)に規定する免除は、一方の締約国の居住者が共同計算、共同経営体又は国際経営共同体への参加を通じて船舶又は航空機の運用によつて取得する利得の取分についても、適用する。ただし、その利得の取分のうち当該居住者が他方の締約国内の地点の間においてのみ行なわれる運用によつて取得する利得に帰せられる部分については、この限りでない。

(4) この条及び第十七条の規定の適用上、一方の締約国内の他の地点で積み卸すためにその締約国内で積み込まれる旅客、家畜、郵便物又は物品

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約の締結について承認を求めらるる件外二件

の船舶又は航空機による運送は、その締約国内の地点の間においてのみ行なわれる船舶又は航空機の運用とされる。

第七条

(1) オーストラリアにおける居住者である法人が支払う配当で、日本国の居住者が取得し、かつ、その者が受益者であるものに對するオーストラリアの租税は、当該配当の金額の十五パーセントをこえないものとする。

(2) 日本国における居住者である法人が支払う配当で、オーストラリアの居住者が取得し、かつ、その者が受益者であるものに對する日本国の租税は、当該配当の金額の十五パーセントをこえないものとする。

(3) 一方の締約国の居住者である配当の受益者が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該配当を生じた株式又は持分の保有が当該恒久的施設を通じて行なわれる事業と実質的に関連を有しているときは、(1)及び(2)の規定は、適用しない。

(4) 日本国の居住者である法人が支払う配当で、オーストラリアにおける居住者でない者が取得し、かつ、その者が受益者であるものについては、オーストラリアの租税を免除する。

(5) オーストラリアの居住者である法人が支払う配当で、日本国における居住者でない者が取得し、かつ、その者が受益者であるものについては、日本国の租税を免除する。

第八条

(1) 日本国の居住者が取得する利子でその者が受益者であるものに對するオーストラリアの租税は、当該利子の金額の十パーセントをこえないものとする。

(2) オーストラリアの居住者が取得する利子でその者が受益者であるものに對する日本国の租税は、当該利子の金額の十パーセントをこえないものとする。

他方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該利子を生じた債権が当該恒久的施設を通じて行なわれる事業と実質的に関連を有しているときは、(1)及び(2)の規定は、適用しない。

(4) 利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、支払われた利子の金額が、その關係がなかつたならば合意したはずである金額をこえるときは、この条の規定は、その合意したはずである金額についてのみ適用する。

(1) 日本国の居住者が取得する使用料でその者が受益者であるものに對するオーストラリアの租税は、当該使用料の金額の十パーセントをこえないものとする。

(2) オーストラリアの居住者が取得する使用料でその者が受益者であるものに對する日本国の租税は、当該使用料の金額の十パーセントをこえないものとする。

(3) この条において「使用料」とは、次のものの対価として受け取るすべての種類の支払金をいう。

- (a) 次の財産又は権利の使用又は使用の権利
(i) 著作権、特許権、意匠又は模型、図面、秘密方式又は秘密工程、商標権その他これらに類する財産又は権利
(ii) 産業上、商業上又は学術上の設備
(iii) 映画フィルム
(iv) テレビジョン用のフィルム若しくはビデオテープ又はラジオ放送用テープ
(b) 学術上、技術上、産業上又は商業上の知識、情報又は援助の提供
ただし、当該使用料には、鉱山若しくは採石場の経営又は天然資源の採取に係る使用料その他の支払金を含まない。

おいて、当該使用料を生じた知識、情報、援助、権利又は財産が当該恒久的施設を通じて行なわれる事業と実質的に関連を有しているときは、(1)及び(2)の規定は、適用しない。

(5) 使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、支払われた使用料の金額が、その關係がなかつたならば合意したはずである金額をこえるときは、この条の規定は、その合意したはずである金額についてのみ適用する。

一方の締約国の居住者である個人が自由職業その他これに類する独立の活動に關して取得する報酬に對しては、その者が自己の活動を遂行するために通常使用することができる恒久的施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国内においてのみ租税を課することができる。その者がそのような恒久的施設を有する場合には、その所得のうち当該施設に歸せられる部分は、当該他方の締約国内に源泉を有するものとされ、その部分につき当該他方の締約国内において租税を課することができる。

第十三条、第十四条及び第十五条の規定を留保して、一方の締約国の居住者が勤務に關して取得する給料、賃金その他これらに類する報酬(退職年金を除く)に對しては、その勤務が他方の締約国内で行なわれない限り、当該一方の締約国内においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内で行なわれる場合には、その勤務から生ずる報酬は、当該他方の締約国内に源泉を有するものとされ、その報酬に對し当該他方の締約国内において租税を課することができる。

(1)の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行なう勤務に關して取得する報酬については、次のことを条件として、当該他方の締約国内において租税を免除する。

- (a) その報酬の受領者が当該他方の締約国の所得年度又は課税年度を通じて合計百八十三日をこえない期間当該他方の締約国内に滞在し、
(b) その報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われ、かつ、
(c) その報酬が当該他方の締約国内に雇用者の有する恒久的施設又は恒久的施設の課税利得の決定にあつて控除されないこと。

(1)及び(2)の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機において行なわれる勤務に關する報酬に對しては、その締約国内において租税を課することができる。

(4) 法人の役員がその法人から取得する報酬については、その報酬を勤務に關する使用人の報酬とみなし、かつ、その法人を雇用者とみなして、(1)から(3)までの規定を適用する。

第十二条
(1) 第十条及び第十一条の規定にかかわらず、演劇、映画、ラジオ又はテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人及び運動家がこれらの者としての個人的活動によつて取得する所得は、その活動が行なわれる締約国内に源泉を有するものとされ、その所得に對し当該締約国内において租税を課することができる。

(2) 一方の締約国の企業がその事業を行なうにあたり他方の締約国内で(1)の芸能人又は運動家の役務を提供し、かつ、その芸能人又は運動家が直接又は間接に当該企業を支配する場合には、当該企業は、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。

第十三条
(1) 一方の締約国内の源泉から他方の締約国の居住者である個人が取得する退職年金又は保険年金については、当該一方の締約国内において租税を免除する。

(1) 一方の締約国内の源泉から他方の締約国の居住者である個人が取得する退職年金又は保険年金については、当該一方の締約国内において租税を免除する。

(2) 「保険年金」とは、支払われた金銭又はその等価物の対価として給付を行なう義務に基づき、終身又は特定の若しくは確定することができず、期間中、所定の時期において定期的に支払われる所定の金額をいう。

(3) この条の規定は、政府の職務の遂行として日本国政府又は連邦政府に提供された役務に關して個人に支払われる退職年金については、適用しない。

第十四条

(1) 政府の職務の遂行として連邦政府、連邦の州政府又はオーストラリアの地方公共団体に提供された役務に關し、これらの政府又は地方公共団体が個人に支払う報酬(退職年金を除く。)については、日本国の租税を免除する。ただし、その個人が日本国の国民である場合及び永住のため日本国に入国することを許可された者である場合は、この限りでない。

(2) 政府の職務の遂行として日本国政府又は日本国の地方公共団体に提供された役務に關し、同政府又は当該地方公共団体が個人に支払う報酬(退職年金を除く。)については、オーストラリアの租税を免除する。ただし、その個人がオーストラリアの市民である場合及びオーストラリアの通常の居住者である場合は、この限りでない。

(3) この条の規定は、(1)又は(2)の政府又は地方公共団体が行なう營業又は事業に關連して提供された役務に關して行なわれる支払については、適用しない。

第十五条

一方の締約国の居住者である教授又は教員は、二年をこえない期間他方の締約国内の大学、学校その他の教育機関において教育又は研究を行なうため一時的に当該他方の締約国内に滞在する場合には、当該期間中に行なうその教育又は研究に關して取得する報酬につき、当該他方の締約国内において租税を免除される。

第十六条

もつばら教育を受けるため一方の締約国内に滞在する学生で現に他方の締約国の居住者であり、又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であったものがその生計又は教育のため受け取る給付に對しては、当該一方の締約国において租税を課されない。ただし、その給付が当該一方の締約国外から支払われるものであることを条件とする。

第十七条

(1) オーストラリアにおける居住者である者が日本国内の源泉から取得した所得につき直接に又は源泉徴収によつて納付される日本国の租税(配当については、配当の支払の基因となつた利得については、配当の支払の基因となつたオーストラリア以外の国において納付される租税をオーストラリアの法令で当該時に施行されるオーストラリアの法令で当該時に施行されるもの規定に従ひ、当該所得について納付されるオーストラリアの租税から控除する。

(2) 日本国における居住者である者がオーストラリア内の源泉から取得した所得につき直接に又は源泉徴収によつて納付されるオーストラリアの租税は、日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに關する日本国の法令で当該時に施行されているもの規定に従ひ、当該所得について納付される日本国の租税から控除する。その控除を行なうに当たり、当該所得が、オーストラリアの居住者である法人がその議決権のある株式又はその発行した全株式の少なくとも十パーセントを所有する日本国の居住者である法人に支払つた配当である場合には、オーストラリアの居住者である法人がその利得について納付するオーストラリアの租税を考慮に入れるものとする。

(3) この条の規定の適用上、

(a) 一方の締約国の居住者である法人が支払う配当は、当該一方の締約国内に源泉を有するものとして取り扱ふ。

(b)

一方の締約国の居住者が取得する利子又は使用料(第九条の規定の適用上「使用料」とされる支払金を含む。)は、次の場合には、他方の締約国内に源泉を有するものとして取り扱ふ。

(i)

当該利子又は使用料が当該他方の締約国における政府又は当該他方の締約国の居住者によつて支払われた場合。ただし、その支払者である当該居住者が当該他方の締約国以外の国にある自己の恒久的施設を通じて事業を行なうに当たり当該利子又は使用料を負担したときは、この限りでない。

(ii) 当該利子又は使用料が当該他方の締約国の居住者でない者によつて支払われた場合において、その支払者が当該他方の締約国内にある自己の恒久的施設を通じて事業を行なうに当たり当該利子又は使用料を負担したとき。

(c) 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機において行なわれる勤務に關する報酬は、その締約国内に源泉を有するものとして取り扱ふ。

(d) 一方の締約国の居住者が他方の締約国内の地点の間においてのみ行なわれる船舶又は航空機の運用によつて取得する利得は、当該他方の締約国内に源泉を有するものとして取り扱ふ。

(4)

一方の締約国の企業の利得で当該一方の締約国において租税を課されたものが、その企業と他方の締約国の企業との間に存在する事情のために当該他方の締約国の企業の利得となつたはずである利得としてこの協定により当該他方の締約国の企業の利得にも算入される場合には、このようにして算入された利得は、この条の規定の適用上、当該他方の締約国内の源泉から生じた当該一方の締約国の企業の利得として取り扱ふ。当該利得を当該他方の締約国の企業の利得に算入したために当該他方の締約国において課されることとなる租税の増加部分については、この条の規定に基づいてその救済を行なうものとする。

(3)(b)

この(b)の規定の適用上、「当該他方の締約国における政府」とは、日本国については日本国政府又は日本国の地方公共団体をいい、オーストラリアについては連邦政府、連邦の州政府又はオーストラリアの地方公共団体をいう。

第十八条

(1) 両締約国の権限のある当局は、この協定を実施するため、この協定が適用される租税に關する詐欺を防止するため、又はこの協定が適用される租税の回避に對処することを目的とする法規を実施するために必要な情報(それぞれの締約国の税法に基づいて入手することができるものを)を交換するものとする。

(2) このようにして交換された情報は、秘密として取り扱わなければならない。この協定が適用される租税の賦課及び徴収に關し、又はこれらに關する提訴についての司法上の決定に關する者(当局を含む。)以外のいかなる者にも開示してはならない。

(3) 營業上の秘密又は取引の過程を明らかにするような情報は、交換されないものとする。

(4) 一方の締約国の権限のある当局は、この条の規定により、他方の締約国の権限のある当局が關与する納税者に係る事項に直接關連しない情報を当該他方の締約国の権限のある当局に開示することを義務づけられない。

第十九条

納税者は、一方の締約国の権限のある当局の措置によりこの協定に反する二重課税の結果が生じており又は生ずるおそれがあると認める場合には、自己が居住者である締約国の権限のある当局に對し、その事実を申し立てることができる。その申立てが考慮に値するものと認められる場合には、当該締約国の権限のある当局は、その二重課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局に對し、その事実を申し立てることができる。その申立てが考慮に値するものと認められる場合には、当該締約国の権限のある当局は、その二重課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局に對し、その事実を申し立てることができる。その申立てが考慮に値するものと認められる場合には、当該締約国の権限のある当局は、その二重課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局に對し、その事実を申し立てることができる。

局と合意に達するように努めるものとする。

第二十条

一方の締約国の権限のある当局は、この協定を実施するため、この協定の解釈及び適用についてその統一性を確保するよう努力するにあつて他方の締約国の権限のある当局と直接に通信することができる。

第二十一条

(1) この協定は、オーストラリアが国際関係について責任を負う領域であつてこの協定が適用される租税と実質的に類似の性質を有する租税を課するものに対し、そのまま又は必要な修正を加えて適用することができる。その適用は、外交上の経路を通ずる公文の交換その他締約国の憲法上の手続に適合した方法によつて締約国の間で約定される日から、約定される修正及び条件(終了に関する条件を含む)に従つて効力を生ずる。

(2) この条の規定に基づいてこの協定が適用された領域に対するこの協定の適用は、第二十三条の規定に基づいてこの協定が終了するときは、締約国が別段の合意をしない限り、第二十三条に定める方法によつて終了するものとする。

第二十二条

(1) この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかに東京で交換されるものとする。

(2) この協定は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、かつ、次のものについて適用する。

(a) オーストラリアにおいては、

- (i) 非居住者が取得する所得に対する源泉徴収税であつてこの協定が効力を生ずる年の七月一日以後に取得する所得に係るもの
  - (ii) この協定が効力を生ずる年の七月一日以後に開始する各所得年度分のその他のオーストラリアの租税
- (b) 日本国においては、

この協定が効力を生ずる年の一月一日以後に開始する各課税年度分の所得又は利益

第二十三条

この協定は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日から三年の期間が満了した後の各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じ他方の締約国に対して書面による終了の通告を行なうことができ、その場合には、この協定は、次のものについて効力を失ふ。

(a) オーストラリアにおいては、

- (i) 非居住者が取得する所得に対する源泉徴収税であつて終了の通告が行なわれた年の翌年の七月一日以後に開始する会計年度の開始以後に取得する所得に係るもの
  - (ii) 終了の通告が行なわれた年の翌年の七月一日以後に開始する各所得年度分のその他のオーストラリアの租税
- (b) 日本国においては、

終了の通告が行なわれた年の翌年の一月一日以後に開始する課税年度分の所得又は利益以上を証拠として、下名は、正当に委任を受けて、この協定に署名した。

千九百六十九年三月二十日にキャンベラで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

甲斐文比古

オーストラリア連邦政府のために

ウィリアム・マクマーン

議定書

日本国政府及びオーストラリア連邦政府は、千九百六十九年三月二十日にキャンベラで所得に対

する租税に關し二重課税を回避し及び脱税を防止するための両政府間の協定に署名するにあたり、同協定の不可分の一部をなす次の規定を協定した。

1 第四条のいかなる規定も、外国で支配されている映画事業及び非居住者による保険に關する連邦の所得賦課法(千九百三十六年一千九百六十八年)の後の改正を含む。第三章第十四節及び第十五節の規定又は同法に代わる法令中の該当規定の運用に影響を及ぼすものではない。第十七条の規定の適用上、所得賦課法第十四節及び第十五節の規定に基づいて課税所得に算入される金額は、オーストラリア内の源泉から生ずる所得とされる。

2 企業が一方の締約国内の源泉から取得する産業上又は商業上の利益を決定するにあたり企業の利益の総額をその企業の各構成部分へ配分する方法によること、当該締約国における慣行とされている場合には、第四条の規定を適用するため、その方法を用いることができる。その方法には、当該締約国外で企業により製造され、かつ、当該締約国内でその企業によつて販売される物品のその企業による販売から生ずる利益を決定する場合には、当該締約国内でそのようにして販売される物品の販売価格から、当該締約国へその物品を船積みする日にその物品の製造国における卸業者が同一の品質の物品を仕入れることができる価格並びにその物品の当該締約国への運送及び当該締約国における販売に要する費用を差し引く方法を含む。ただし、この2に規定する方法は、その結果が第四条の原則に適合するように適用しなければならない。

3 一方の締約国の権限のある当局に提供された情報に第四及第五(1)の規定の適用上利益を決定するために十分でない場合には、第四条及び第五条のいかなる規定も、企業の納税義務の決定に關する当該締約国の法令の適用に影響を及ぼすものではない。ただし、その法令は、

権限のある当局に提供された情報によつて可能である限り、第四条及び第五条の原則に従つて適用されなければならない。

4 パパア地域又はニュー・ギニア信託統治地域において積み卸すためにオーストラリア内の地点において積み込まれた旅客、家畜、郵便物又は物品の船舶又は航空機による運送は、第六条及び第十七条の規定の適用上、オーストラリア内の地点の間においてのみ行なわれる船舶又は航空機の運用として取り扱ふ。

5 日本国政府は、国際法における大陸棚の地位に關する日本国政府の立場を害することなく、(a) 連邦の石油(水没地域)法(千九百六十七年一千九百六十八年)第二附属書中に特定するオーストラリアの隣接区域の石油探査又は

(b) (a)の隣接区域の石油の採取から又はこれらに關連して日本国の居住者が取得する所得につき、(a)の隣接区域がこの協定中に定義するオーストラリアの一部であるとした場合と同様に、連邦政府がこの協定に従つて租税を課することができることに同意し、各締約国は、これに従つてこの協定を適用するものとする。ただし、この5の規定は、オーストラリアの税法が(a)の隣接区域に關して施行されている場合に限り、適用する。

6 日本国政府は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この協定中単数で表現される語は複数を含み、複数で表現される語は単数を含むことを、連邦政府がこの協定に法律的効力を与える自国の法令中に規定することに同意する。

千九百六十九年三月二十日にキャンベラで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

甲斐文比古

オーストラリア連邦政府のために  
ウィリアム・マクマーン

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避  
のための日本国とイタリア共和国との間の条約  
の締結について承認を求めるとの件  
右は全会一致をもって承認すべきものと議決し  
た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年五月八日

外務委員長 山本 利壽  
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
この条約は、わが国とイタリアとの間で所得  
に対する二重課税の回避について取り決めるこ  
とを目的とし、相手国に支店等の恒久的施設を  
有する法人の利得に対する相手国の課税制限、  
船舶及び航空機の運用利得に対する相互免税、  
配当、利子及び使用料に対する源泉地国の課税  
軽減、短期滞在者、教授、学生等の受け取る報  
酬、手当等に対する課税免除等の措置を定める  
とともに、それぞれの国内税法に基づき、二重  
課税を回避する方法を規定したものである。こ  
の条約の締結により両国間の経済、技術及び文  
化交流は一層促進されるものと期待されるの  
で、妥当な措置と認められた。

二、費用

別に費用を要しない。

所得に対する租税に関する二重課税の回避の  
ための日本国とイタリア共和国との間の条約  
の締結について承認を求めるとの件

昭和四十四年五月九日 参議院会議録第二十二号

右  
国会に提出する。

昭和四十四年四月二日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

所得に対する租税に関する二重課税の回避  
のための日本国とイタリア共和国との間の  
条約の締結について承認を求めるとの件  
所得に対する租税に関する二重課税の回避のた  
めの日本国とイタリア共和国との間の条約の締結  
について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書  
の規定に基づき、国会の承認を求めるとの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避  
のための日本国とイタリア共和国との間の  
条約

日本国政府及びイタリア共和国政府は、  
所得に対する租税に関する二重課税を回避する  
ための条約を締結することを希望して、  
次のとおり協定した。

第一条

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者で  
ある者に適用する。

第二条

(1) この条約の対象である租税は、次のものとす  
る。

(a) 日本国においては、

(i) 所得税

(ii) 法人税

(iii) 住民税

(以下「日本国の租税」という。)

(b) イタリアにおいては、

(i) 土地所得税

(ii) 建物所得税

(iii) 動産所得税

(iv) 農業所得税

(v) 累進補充総合所得税  
(vi) 法人税(資本に対してでなく所得に対し  
て課される部分に限る。)  
(vii) 法人からの分配利得に対する租税  
(viii) 家族税  
(以下「イタリアの租税」という。)

第三条

(1) この条約において、文脈により別に解釈すべ  
き場合を除くほか、

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合に  
は、日本国の租税に関する法令が施行されて  
いるすべての領域をいう。

(b) 「イタリア」とは、イタリア共和国をいう。

(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、  
文脈により、日本国又はイタリアをいう。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又  
はイタリアの租税をいう。

(e) 「者」とは、法人及び法人以外の社団を含  
む。

(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税  
に關し法人格を有する団体として取り扱われ  
る団体をいう。

(g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国  
の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住  
者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営  
む企業をいう。

(h) 「国民」とは、

(i) 日本国については、日本国の国籍を有す  
るすべての個人並びに日本国の法令に基づ  
いて設立され又は組織されたすべての法人

及び法人格を有しないすべての団体で日本  
国の租税に關し日本国の法令に基づいて設  
立され又は組織された法人として取り扱わ  
れるものをいう。

(ii) イタリアについては、イタリアの国籍を  
有するすべての個人並びにイタリアの法令  
に基づいて設立され又は組織されたすべて  
の法人及び法人格を有しないすべての団体  
であつてイタリアの租税に關しイタリアの  
法令に基づいて設立され若しくは組織され  
た法人として又はイタリアの国籍を有する  
個人として取り扱われるものをいう。

(iii) 一方の締約国については「権限のある当局」と  
は、その締約国の大蔵大臣又は権限を与えら  
れたその代理者をいう。

(2) 一方の締約国においてこの条約を適用する場  
合には、この条約において特に定義されてい  
ない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除  
くほか、この条約の対象である租税に關するそ  
の締約国の法令上所有する意義を有するものとす  
る。

第四条

(1) この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」  
とは、当該一方の締約国の法令の下において、  
住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、  
管理の場所その他これらに類する基準により当  
該一方の締約国において課税を受けるべきもの  
とされる者をいう。

(2) (1)の規定によつて双方の締約国の居住者とな  
る者については、権限のある当局は、合意によ  
り、この条約の適用上その者が居住者であると  
みなされる締約国を決定する。

第五条

(1) この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業  
を行なう一定の場所で、企業がその事業の全部  
又は一部を行なつてゐるものをいう。

(2) 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

(a) 管理所

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とクレイト・ブリテン及び北部アイルランド  
連合王国との間の条約の締結について承認を求めるとの件外二件

- (a) 企業に属する物品又は商品をもつばら保管し、展示し、又は引き渡すため、施設を使用すること。
- (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もつばら保管し、展示し、又は引き渡すため、保有すること。
- (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もつばら他の企業による加工のため、保有すること。
- (d) 企業のためにもつばら物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集するため、事業を行なう一定の場所を保有すること。
- (e) 企業のためにもつばら広告、情報の提供、科学的調査又はこれらに類する準備的若しくは補助的な性質の活動を行なうため、事業を行なう一定の場所を保有すること。
- (f) 一方の締約国内で他方の締約国の企業に代わつて行動する者(5)の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。)が、当該一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使する場合には、その者は、当該一方の締約国内における恒久的施設とされる。ただし、その者の行動が当該企業のために物品又は商品を購入することに限られる場合は、この限りでない。
- (g) 建物工事現場又は建設若しくは組立ての工事で、十二箇月をこえる期間存続するもの
- (8) 「恒久的施設」については、次のことは、含まれないものとする。

- (1) 締約国内で事業活動を行なつていよう理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされることはない。
- (2) 「不動産」の定義は、当該財産が存在する締約国の法令によるものとする。不動産には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に關する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(金額が確定しているかどうかを問わない)を受け取る権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。
- (3) (1)の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。
- (4) (1)及び(3)の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び自由職業を行なうために使用される不動産から生ずる所得についても、また、適用する。

- (1) 一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて、その企業が他方の締約国内で事業を行なわない限り、当該他方の締約国の租税を免除する。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なう場合には、その企業の利得に対し、当該恒久的施設に帰せられる部分については、当該他方の締約国において租税を課することができ
- (2) 一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なう場合には、各締約国において、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行ない、かつ、当該恒久的施設を有する企業と、全く独立の立場で、取引を行なう別個のかつ分離した企業であるとすれば、当該恒久的施設が取得するとみられる利得が、当該恒久的施設に帰せられるものとする。
- (3) 恒久的施設の利得を決定するに際しては、経営費及び一般管理費を含む費用で、その恒久的施設のために生じたものは、その恒久的施設が存在する締約国内で生じたか又は他の場所が生じたかを問わず、経費に算入することを認められるものとする。
- (4) (2)の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国において行なわれていない場合には、その締約国が租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によつて決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、その方法によつて得た結果がこの条に規定する原則に適合するようならなければならない。
- (5) 恒久的施設が企業のために行なつた物品又は商品の単なる購入を理由としては、いかなる利得もその恒久的施設に帰せられることはない。
- (6) (1)から(5)までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定するものとする。ただし、別の方法を用いることについて正当な理由があるときは、この限りでない。
- (7) 他の条で別個に取り扱われている種類の所得

- (1) 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、他方の締約国において租税を免除する。
- (2) イタリアの居住者である企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき日本国において事業税を免除され、日本国の居住者である企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつきイタリアにおいて所得に対するすべての地方税をも免除される。
- (3) (1)及び(2)の規定は、船舶又は航空機を国際運輸に運用する企業がいかなる種類の共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加している場合についても、同様に、適用する。

が企業の利得に含まれる場合には、これらの条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条

(1) 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、他方の締約国において租税を免除する。

(2) イタリアの居住者である企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき日本国において事業税を免除され、日本国の居住者である企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつきイタリアにおいて所得に対するすべての地方税をも免除される。

(3) (1)及び(2)の規定は、船舶又は航空機を国際運輸に運用する企業がいかなる種類の共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加している場合についても、同様に、適用する。

第九条

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合は、

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合は、

であつて、そのいずれの場合においても、双方の企業の間、その商業上又は資金上の關係において独立の企業間に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されるときは、その条件がなかつたならば一方の企業の利得となつたはずである利得で、その条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものは、その企業の利得に算入して課税することができる。

第十条

(1) 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ

(2) (1)の配当に対しては、これを支払つた法人が居住者である締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、次のものをこえないものとする。

(a) 当該配当を受け取る者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先だつ六箇月の期間を通じて、当該配当を支払ふ法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、当該配当の金額の十パーセント

(b) その他のすべての場合には、当該配当の金額の十五パーセント

この規定は、配当に充てられる利得についての当該法人に対する課税に影響を及ぼすものではない。

(3) この条において「配当」とは、株式、受益株式、鉱業株式、発起人株式その他利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く)から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行なう法人が居住者である締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に扱われるものをいう。

(4) (1)及び(2)の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受領者が、その配当を支払ふ法人が居住者である他方の締約国内に、その配当の支払の基因となつた株式又は持分と実質的に関連する恒久的施設を有する場合には、適用しない。この場合には、その配当に対し、当該他方の締約国においてその法令に従つて租税を課することができる。

(5) 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、その法人が当該他方の締約国の居住者でない者に支払ふ配当及びその法人の留保所得については、これらの全部又は一部が当該他方の締約国内で生じた利得又は所得から成るときも、当該配当に対していかなる租税をも課することができず、また、当該留保所得

に対して留保所得税を課することができない。

第十一条

(1) 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(2) (1)の利子に対しては、当該利子が生じた締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の金額の十パーセントをこえないものとする。

(3) この条において「利子」とは、公債、債券又は社債(担保の有無及び利得の分配を受ける権利の有無を問わない)その他のすべての種類の信用に係る債権から生じた所得並びにこのような債権について償還された金額のうち融通された金額をこえる部分及びその他の所得で当該所得が生じた締約国の税法上貸付金から生じた所得と同様に扱われるものをいう。

(4) (1)及び(2)の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受領者が、その利子が生じた他方の締約国内に、その利子を生じた債権と実質的に関連する恒久的施設を有する場合には、適用しない。この場合には、その利子に対し、当該他方の締約国においてその法令に従つて租税を課することができる。

(5) 利子は、その支払者が一方の締約国又はその地方政府、地方公共団体若しくは居住者である場合においては、その締約国内で生じたものとされる。ただし、利子の支払者(一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、その利子を支払ふ基因となつた債権が当該恒久的施設について生じ、かつ、その利子が当該恒久的施設が負担するときは、その利子は、当該恒久的施設が存在する締約国内で生じたものとされる。

(6) 支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、支払われた利子の

金額が、その支払の基因となつた債権を考慮する場合において、その関係がなかつたならば支払者及び受領者が合意するとみられる金額をこえるときは、この条の規定は、その合意するとみられる金額についてのみに適用する。この場合には、支払われた金額のうち超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つたうえ、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十二条

(1) 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(2) (1)の使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の金額の十パーセントをこえないものとする。

(3) この条において「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物(映画フィルムを含む)の著作権、特許権、商標権、意匠若しくは模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受け取るすべての種類の支払金をいう。

(4) 使用料は、その支払者が一方の締約国又はその地方政府、地方公共団体若しくは居住者である場合には、その締約国内で生じたものとされる。ただし、使用料の支払者(一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、その使用料を支払ふべき債権が当該恒久的施設について生じ、かつ、その使用料を当該恒久的施設が負担するときは、その使用料は、当該恒久的施設が存在する締約国内で生じたものとする。

(5) (1)及び(2)の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受領者が、その使用料が生じた他方の締約国内に、その使用料を生じた権利又は財産と実質的に関連する恒久的施設を有する場合には、適用しない。この場合には、その使用料に対し、当該他方の締約国においてその法令に従つて租税を課することができる。

(6) 支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、支払われた使用料の金額が、その支払の基因となつた使用、権利又は情報を考慮する場合において、その関係がなかつたならば支払者及び受領者が合意するとみられる金額をこえる場合には、この条の規定は、その合意するとみられる金額についてのみに適用する。この場合には、支払われた金額のうち超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つたうえ、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十三条

(1) 第六条(2)に定義する不動産の譲渡から生ずる収益に対しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができる。

(2) 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部をなす財産(不動産を除く)又は一方の締約国の居住者が自由職業を行なうため他方の締約国において使用するすることができる固定施設に係る財産(不動産を除く)の譲渡から生ずる収益(単独に若しくは企業全体とともに)を行なわれる当該恒久的施設の譲渡又は当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。ただし、一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産(不動産を除く)の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(3) 一方の締約国の居住者が(1)及び(2)に規定する

昭和四十四年五月九日 参議院会議録第二十二号

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約の締結について承認を求めるとの件外二件

昭和四十四年五月九日 参議院會議録第二十二号

財産以外の財産の譲渡によつて取得する収益に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十四条

(1) 一方の締約国の居住者が自由職業その他これに類する独立の活動に關して取得する所得に對しては、その者が自己の活動を遂行するために通常使用することができる固定的施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。その者がそのような固定的施設を有する場合には、当該所得に對しては、当該固定的施設に歸せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(2) 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、齒科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十五条

(1) 第十六条、第十八条及び第十九条の規定を留保して、一方の締約国の居住者が勤務に關して取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に對しては、その勤務が他方の締約国内で行なわれない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内で行なわれる場合には、その勤務から生ずる報酬に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(2) (1)の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行なう勤務に關して取得する報酬に對しては、次のことを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

- (a) その報酬の受領者がその年を通じて合計百八十三日をこえない期間当該他方の締約国内に滞在し、
- (b) その報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われ、

所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約の締結について承認を求めめるの件外二件

かつ、

(c) その報酬が当該他方の締約国内に雇用者の有する恒久的施設又は固定的施設により負担されないこと。

(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機に對して行なわれる勤務に關する報酬に對しては、その締約国において租税を課することができる。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員で取得する報酬に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十七条

(1) 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、演劇、映画、ラジオ又はテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人及び運動家がこれらの者としての個人的活動によつて取得する所得に對しては、その活動が行なわれる締約国において租税を課することができる。

(2) この条約のいかなる規定にかかわらず、(1)の芸能人又は運動家の勤務が一方の締約国内において他方の締約国の企業により提供される場合において、その勤務を行なう芸能人又は運動家が直接又は間接に当該企業を支配しているときは、その勤務の提供により当該企業が取得する利得に對しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十八条

第十九条(1)の規定を留保して、一方の締約国の居住者に過去の勤務について支払われる退職年金その他これに類する報酬に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十九条

(1) 政府の職務の遂行として一方の締約国又はその地方政府若しくは地方公共団体に提供された役務につき、個人に對して、当該一方の締約国

若しくはその地方政府若しくは地方公共団体が支払い、又は当該一方の締約国若しくはその地方政府若しくは地方公共団体の支出に係る基金から支払われる報酬(退職年金を含む)に對しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。そのような報酬については、その受領者が当該一方の締約国の国民である場合には、他方の締約国の租税を免除する。

(2) 一方の締約国又はその地方政府若しくは地方公共団体が利得を得る目的で行なう營業又は事業に關する勤務につき支払われる報酬又は退職年金については、第十五条から第十八条までの規定を適用する。

(3) この条の規定の適用は、第一条の規定によつて制限されることはない。

第二十条

大学、学校その他の教育機関において教育又は研究を行なうため一方の締約国を訪れ、二年をこえない期間一時的に滞在する教授又は教員で、現に他方の締約国の居住者であり、又は訪れる直前に他方の締約国の居住者であつたものは、その教育又は研究に關して取得する報酬につき、当該一方の締約国において租税を免除される。

第二十一条

現に一方の締約国の居住者であり、又は過去において一方の締約国の居住者であつた学生又は事業修習者でもつばら教育又は訓練を受けるため他方の締約国に滞在するものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付に對しては、当該他方の締約国の租税を免除される。ただし、その給付が当該他方の締約国外から支払われるものであることを条件とする。

第二十二条

一方の締約国の居住者の所得で前諸条に明文の規定がないものに對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第二十三条

(1) 日本国の居住者がこの条約の規定に従つてイ

タリアにおいて租税を課される所得をイタリアにおける源泉から取得するときは、その所得について納付されるイタリアの租税の額は、その居住者に對して課される日本国の租税から控除される。ただし、その控除の額は、日本国の租税の額のうちその所得に對する部分をこえないものとする。

(2) イタリアは、その居住者又は法人について第二条に掲げる所得税の額を算定するに際し、この条約の他の規定にかかわらず、すべての所得の項目をその租税の課税対象に含ませることができる。ただし、イタリアは、そのようにして算出された租税の額から所得に對する日本国の租税の額を次の方法によつて控除する。

(a) 当該所得の項目に對しイタリアの法令によつて動産所得税が課される場合には、日本国において納付された租税の額は、動産所得税から控除される。ただし、その控除の額は、その動産所得税の額のうち全所得に對する当該所得の割合に相當する部分をこえないものとする。

当該所得につき日本国において納付された租税の額がそのようにして算出された控除の額をこえる場合には、その差額は、累進補完総合所得税又は法人税から控除するものとする。ただし、その控除の額は、その累進補完総合所得税又は法人税の額のうち全所得に對する当該所得の割合に相當する部分をこえないものとする。

(b) 当該所得の項目に對して累進補完総合所得税又は法人税のみが課される場合には、日本国において納付された租税のうち当該所得の二十五パーセントに相當する額をこえる部分についてのみ、累進補完総合所得税又は法人税から控除するものとする。ただし、その控除の額は、その累進補完総合所得税又は法人税の額のうち全所得に對する当該所得の割合に相當する部分をこえないものとする。

第二十四条

(1) 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民が課されており又は課されることがある租税又はこれに関連する要件以外の又はこれらよりも重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

(2) 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行なう当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

この規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に対して認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に対して認めることを義務づけるものと解してはならない。

(3) 一方の締約国の企業で資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者によつて直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業が課されており又は課されることがある租税又はこれに関連する要件以外の又はこれらよりも重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

(4) この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

(5) この条の規定の適用は、第一条の規定によつて制限されることはない。

第二十五条

(1) 一方の締約国の居住者は、一方又は双方の締約国の措置によつてこの条約に適合しない課税を受け又は受けるに至ると認められる場合には、両締約国の法令で定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対し、その事実について申立てをすることができ

(2) その申立てが正当であると認められ、かつ、その権限のある当局が適当な解決を与えることができない場合には、その権限のある当局は、この条約に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつてその事実を解決するように努めるものとする。

(3) 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に關して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するように努めるものとする。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に規定されていない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

(4) 両締約国の権限のある当局は、(2)及び(3)にいう合意に達するため、直接相互に通信することができる。

第二十六条

(1) 両締約国の権限のある当局は、この条約及びこの条約が適用される租税に關する両締約国の国内法令(当該国内法令による課税がこの条約の規定に適合する場合に限る。)を実施するため必要な情報を交換するものとする。このようにして交換された情報は、秘密として取り扱われなければならない。この条約の対象である租税の賦課及び徴収に關与する者(当局を含む。)以外のいかなる者にも開示してはならない。

(2) (1)の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行なう義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国若しくは他方の締約国の法令又はその行政上の慣行に抵触する行政上の措置を執ること。

(b) 当該一方の締約国若しくは他方の締約国の法令の下において又はその行政の通常の運営において入手することができない資料を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序

に反するような情報を提供すること。

第二十七条

この条約の規定は、国際法の一般原則又は特別の協定の規定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十八条

(1) この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにローマで交換されるものとする。

(2) この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、かつ、この条約が効力を生ずる年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について適用する。

第二十九条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後の各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対して書面による終了の通告を行なうことができ、この場合には、この条約は、その終了の通告が行なわれた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について効力を失う。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、この条約に署名した。

千九百六十九年三月二十日に東京で、ひとしく正文である日本語、イタリア語及び英語により、それぞれ二連ずつ、本書六通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

愛知探一

日本国政府のために  
イタリア共和国政府のために  
ユスト・ジュステイ・デル・ジャルディノ

するにあつて、下名は、同条約の不可分の一部をなす次の規定を協定した。

第二十八条(2)の規定にかかわらず、第八条の規定は、千九百六十二年一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について適用する。

千九百六十九年三月二十日に東京で、ひとしく正文である日本語、イタリア語及び英語により、それぞれ二連ずつ、本書六通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために  
愛知探一

イタリア共和国政府のために  
ユスト・ジュステイ・デル・ジャルディノ

「山本利壽君登壇、拍手」

○山本利壽君 たいだいま議題となりました二重課税の回避のためのイギリスとの条約、オーストラリアとの協定及びイタリアとの条約につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

これらの条約は、わが国とイギリス、わが国とオーストラリア及びわが国とイタリアとの間で、相手国にある支店等の恒久的施設を通じて事業を行なう場合の利益に対する相手国の課税基準、船舶、航空機の運用利益に対する相手国の課税免除並びに配当、利子及び使用料に対する課税軽減等について取りきめるとともに、二重課税を排除する方法について規定したものであります。このうちイギリスとの条約は、イギリスの税制改正に伴い、現行条約に全面的改正を加えたものであります。

委員会におきましては、これら三件に対し熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

五月八日、討論採決の結果、三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

昭和四十四年五月九日 参議院会議録第二十二号

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

六〇二

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

三件全部を問題に供します。三件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって、三件は承認することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 日程第四、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。文教委員長久保勘一君。

審査報告書

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年五月六日

文教委員長 久保 勘一  
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公立の義務教育諸学校の学級規模と教職員の配置の適正化を図るため、その学級編制及び教職員定数の標準について、年次計画をもつて改善するものであつて、おおむね妥当な措置と認められた。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十四年度一般会計予算に約五十五億六千万円が計上されている。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十四年四月八日

衆議院議長 石井光次郎  
参議院議長 重宗 雄三殿

(小字及び一は衆議院修正)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)

の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特殊教育諸学校」に改め、「常時勤務の者に限る」の下に「第七条において同じ」を、「事務職員をいう」の下に「第九条及び第十四条において同じ」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「特殊教育諸学校」とは、学校教育法に規定する盲学校、聾学校又は養護学校で小学部又は中学部を置くものをいう。

第三条第二項ただし書を削り、同項の表の小学校の項中

級 二十五人 を 二以上の学年の児童で編制する学級  
十五人 を 三の学年の児童で編制する学級

項中 二以上の学年の生徒で編制する学級 二十五人 を 二以上の学年の生徒で編制する学級  
学校教育法第七十五条に規定する特殊学級 十五人 を 学校教育法第七十五条に規定する

特殊学級 十五人 に改め、同条第三項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特殊教育諸学校」に、「十人」を「八人(文部大臣が定める心身の故障を二以上あわせ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあつては、五人)に改める。

第五条中「市町村の教育委員会」を「市(特別区を含む)町村の教育委員会」に改める。

第六条から第九条までを次のように改める。

第六条 各都道府県ごとの、公立の小学校及び中学校に置くべき教職員の総数(以下「小中学校教職員定数」という。)は、次条から第九条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。

この場合においては、それぞれ、当該各条に規定する数を標準として、当該各条に定める教職員の職の種類の区分ごとの総数を定めなければならない。

第七条 校長、教諭、助教諭及び講師(第十一条において「校長及び教諭等」という。)の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 六学級以上の小学校の数に一を乗じて得た数と中学校の数に一を乗じて得た数との合計数

二 二の表の上欄に掲げる学校の種類ごとに同表の中欄に掲げる学校規模ごとの学校の学級総数に当該学校規模に應ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)の合計数

学校の種類	学 校 規 模	乗 ず る 数
小 学 校	一学級の学校	二〇〇〇
	二学級から四学級までの学校	一五〇〇
	五学級の学校	一四〇〇
	六学級から十八学級までの学校	一・一七〇
	十九学級から二十四学級までの学校	一・二四五
	二十五学級から三十学級までの学校	一・二二三
	三十一学級から三十六学級までの学校	一・二二五
	三十七学級以上の学校	一・二二〇

中学校	三学級以下の学校 四学級から十一学級までの学校 十二学級から二十三学級までの学校 二十四学級から三十五学級までの学校 三十六学級以上の学校	二・〇〇〇 一・六六〇 一・五三〇 一・五〇〇 一・四七〇
-----	---	---

三十八学級以上の中学校の教員に二を乗じて得た数  
 四一年を通じて児童又は生徒を寄宿させる寄宿舎を置く小学校及び中学校の数の合計数に二を乗じて得た数

第八条 養護教諭及び養護助教諭(第十二条において「養護教諭等」という。)の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 小学校の児童総数に八百五十分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。以下この号において同じ。)と中学校の生徒総数に千五十分の一を乗じて得た数との合計数

二 へき地学校(へき地教育振興法(昭和二十九年法律第四百三十三号)第二条に規定するへき地学校をいう。次条第四号において同じ。)の数を勘案して政令で定めるところにより算定した数

第九条 事務職員(の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。  
 一 児童数が三百五十人以上の小学校の教員に二を乗じて得た数と生徒数が二百五十人以上の中学校の教員に二を乗じて得た数との合計数  
 二 三十学級以上の小学校の教員に二を乗じて得た数と二十四学級以上の中学校の教員に二を乗じて得た数との合計数

三 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に關する法律(昭和三十一年法律第四十号)第二条に規定する保護者の児童又は生徒の数が著しく多い小学校又は中学校で政令で定めるものの数の合計数に二を乗じて得た数  
 四 へき地学校の数を勘案して政令で定めるところにより算定した数

第十二条を第十九条とし、第十一条を第十八条とし、第十条中「第六条から第八条までの規定による小学校教職員定数、中学校教職員定数」を「第六条及び第十条の規定による小中学校教職員定数」に改め、「の各号」を削り、同条を第十七条とし、同条の前に次の七条を加える。

(特殊教育諸学校教職員定数の標準)  
 第十条 各都道府県ごとの、公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部に置くべき教職員の総数(以下「特殊教育諸学校教職員定数」という。)は、次条から第十四条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。

第十一条 校長及び教諭等の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。  
 一 特殊教育諸学校の教員に二を乗じて得た数  
 二 次の表の上欄に掲げる部の別ごとに同表の中欄に掲げる部の規模ごとの部の学級総数に当該部の規模に應ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)の合計数

昭和四十四年五月九日 参議院會議録第二十二号 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

部の別	部の規模	乗ずる数
小学部	一学級の部	二・〇〇〇
	二学級から四学級までの部	一・五〇〇
	五学級の部	一・四〇〇
	六学級から十八学級までの部	一・一七〇
	十九学級から二十四学級までの部	一・一四五
中学部	三学級以下の部	二・〇〇〇
	四学級から十一学級までの部	一・六六〇
	十二学級から二十三学級までの部	一・五三〇
	二十四学級以上の部	一・五〇〇

三 次の表の上欄に掲げる学校の種類ごとの学校の教員に当該学校の種類に應ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

学校の種類	乗ずる数
養護学校	肢体不自由者である児童又は生徒を教育する学校にあつては、三
盲学校	二
聾学校	二
盲聾学校	二
養護学校	肢体不自由者である児童又は生徒を教育する学校にあつては、三

四 寄宿舎を置く特殊教育諸学校の教員に二を乗じて得た数  
 第十二条 養護教諭等の数は、特殊教育諸学校の教員に二を乗じて得た数とする。  
 第十三条 寮母の数は、寄宿舎を置く特殊教育諸学校ごとに、次に定めるところにより算定した数の合計数(その数が七に達しない場合にあつては、七)を合計した数とする。

一 寄宿舎に寄宿する小学部及び中学部の児童及び生徒(肢体不自由者である児童及び生徒を除く。)の数の合計数に五分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)

二 寄宿舎に寄宿する肢体不自由者である小学部及び中学部の児童及び生徒の数の合計数に

四分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)

第十四条 事務職員(の数は、特殊教育諸学校の小学部及び中学部の部の数の合計数に二を乗じて得た数とする。)  
 (教職員定数の算定に関する特例)  
 第十五条 第七条から第九条まで及び第十一条から前条までの規定により小中学校教職員定数及び特殊教育諸学校教職員定数を算定する場合において、次に掲げる事情があるときは、これらの規定により算定した数に、それぞれ政令で定める数を加えるものとする。  
 一 当該学校の存する地域の社会的条件が教育上特別の配慮を必要とすることその他の政令で定める特別の事情がある場合

昭和四十四年五月九日 参議院會議録第二十二号

二 当該学校の教職員が教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十條第三項に規定する長期にわたる研修を受けていること、当該学校において教育指導の改善に関する特別な研究が行なわれていることその他の政令で定める特別の事情がある場合

(分校等)についての適用)

第十六條 第七條から第九條まで及び第十一條から前条までの規定の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

2 義務教育諸学校の統合に伴い必要となつた校舎の建築が完成しないため、統合前の学校の校舎で授業を行なつてゐる場合には、統合に伴い必要となつた校舎の建築が完成するまでは、第七條から第九條まで及び第十一條から前条までの規定の適用については、統合前の学校は、それぞれ一の学校とみなす。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日、昭和四十四年四月一日から施行する。昭和四十四年四月一日から適用する。

2 (学級編制の標準に関する経過措置)

公立の義務教育諸学校の学級編制については、昭和四十八年三月三十一日までの間は、改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下「新法」といふ)第三條の規定(同条第二項中同年の児童又は生徒で編制する学級(当該児童又は生徒を一の学級に編制する場合を除く。))についての標準に係るものを除く。以下この項において同じ。にかかわらず、児童又は生徒の数及び学校施設の整備の状況を考慮し、同条の規定による学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、都道府県の教育委員会がその基準を定める。

3 (教職員定数の標準に関する経過措置)

新法第六條に規定する小中学校教職員定数又

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

は新法第十條に規定する義務教育諸学校教職員定数の標準については、昭和四十八年三月三十一日(政令で定める特別の事情がある都道府県の小中学校教職員定数の標準については、昭和五十年三月三十一日)までの間は、これらの規定にかかわらず、公立の小学校及び中学校又は特殊教育諸学校の児童又は生徒の数及び教職員数の推移等を考慮し、これらの規定に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

4 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和四十五年三月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。

「久保勘一君登壇、拍手」

○久保勘一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、義務教育諸学校の学級編制と教職員定数の標準について所要の改善を行ない、もつて義務教育の水準の向上をはからんとするものであります。

委員会におきましては、学級編制のあり方、教職員の職務の実態、推進教諭、事務職員等の充実、僻地教育、特殊教育、産地教育等につきま

して、熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は會議録によって御承知願います。質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法案は多数をもって衆議院送付案とおり可決すべきものと決定いたしました。

公職選挙法の一部を改正する法律案

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第五、公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。公職選挙法改正に関する特別委員長中津井真君。

審査報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案  
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年五月七日

公職選挙法改正に関する特別委員長 中津井 真  
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、選挙人名簿の登録を、住民基本台帳に記載されている者で選挙権を有するものについて行なうこととするほか、登録の時期、方法等の合理化を図らうとするものであつて、

公職選挙法の一部を改正する法律案  
公職選挙法の一部を改正する法律案  
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条(登録の申出)」を「第二十一条(被登録資格等)」に、「第二十一条(登録)」を「第二十七条(抹消及第二十八条(通報)第二十九条(船員の

おおむね妥当なものであると認める。なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用  
本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、今回の選挙人名簿登録改正制度の施行に当たつては、次の点に留意すべきである。

一、選挙権の有効適切な行使に遺憾なきを期するため、改正制度の趣旨、施行日における経過措置の周知徹底を図るとともに、名簿から抹消することとなるものについては特に運用に慎重を期すよう配慮すること。

二、改正登録制度の成否は、住民基本台帳の完全性確保及び新有権者の適確な把握いかんにかかるとなるので、市町村長の毎年定時調査と通報の励行並びに市町村選挙管の組織の強化、調査態勢の整備のため、十分な財源措置等に努めること。

右決議する。

公職選挙法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和四十四年四月十五日

衆議院議長 石井光次郎  
参議院議長 重宗 雄三殿

「第二十六条(補正登録)」「第二十七条(表示及び訂正等)」「第二十八条(登録の抹消)」「第二十九条(選挙簿の調製)」「第三十条(選挙簿の閲覧等)」との関係」を「第二百七十条(選挙に関する届出等の時間)」に改める。

第十九条第一項中「この法律に特別の定めがある場合を除くほか」を削り、同条第二項中「三月、六月、九月及び十二月(以下「登録月」という。)」を「九月及び選挙を行なう場合」に改める。

第二十一条及び第二十二条を次のように改める。

(被登録資格等)

第二十一条 選挙人名簿の登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満二十年以上の日本国民(第十一条第一項及び第二項「選挙権及び被選挙権を有しない者」の規定により選挙権を有しない者を除く)で、その者に係る当該市町村の住民票が作成された日(他の市町村から当該市町村の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第二十一条(転入届)の規定による届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き三箇月以上当該市町村の住民基本台帳に登録されている者について行なう。

2 前項の住民基本台帳に登録されている期間は、市町村の廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。

3 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を調査し、その者を選挙人名簿に登録するための整理をしておかなければならない。

(登録)

第二十二條 市町村の選挙管理委員会は、毎年九月一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同月十日に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町

に、「第二百七十条(入院加療中の者と住所要件)」に、「第二百七十条の二(選挙に関する届出等の時間)」に改める。

村の選挙管理委員会は、九月一日から同月十五日までの間に選挙の期日がある選挙を行なう場合その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を変更することができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙(当該選挙の期日が九月十一日から十月十日までの間にあるものを除く)を行なう場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、当該選挙の期日前一箇月以内に、当該選挙が行なわれる区域の全部を含む区域にわたつてこの項の規定による登録が行なわれた場合は、この限りでない。

第二十三條第一項中「登録月の八日から十四日までの間」を「前条第一項の規定による登録については九月十一日から同月十五日までの間(同項ただし書に規定する場合には、政令で定める期間)、同条第二項の規定による登録については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が定める期間」に、「その」を「当該市町村の選挙管理委員会が」に、「登録すべき者として決定した者」を「登録した者」に、「及び住所」を「住所及び生年月日」に改める。

第二十四條第一項中「選挙人名簿に登録すべき者の決定」を「選挙人名簿の登録」に改め、同条第二項中「直ちに選挙人名簿に登録すべき者の決定を修正し」を「その異議の申出に係る者を直ち

に選挙人名簿に登録し、又は選挙人名簿から抹消し」に改める。

第二十五條第四項中「選挙人名簿に登録すべき者の決定又は選挙人名簿から抹消すべき者の決定」を「選挙人名簿への登録又は選挙人名簿からの抹消」に改める。

第二十六條及び第二十七條を次のように改める。

(補正登録)

第二十六條 市町村の選挙管理委員会は、第二十一条(登録)の規定により選挙人名簿の登録をした日後、当該登録の際に選挙人名簿に登録される資格を有し、かつ、引き続きその資格を有する者が選挙人名簿に登録されていないことを知つた場合には、その者を直ちに選挙人名簿に登録し、その旨を告示しなければならない。

第二十七條 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が第二十一条第一項及び第二項「選挙権及び被選挙権を有しない者」の規定により選挙権を有しなくなつたこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことを知つた場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者の記載内容に変更があつたこと又は誤りがあることを知つた場合には、直ちにその記載の修正又は訂正をしなければならない。

第二十九條を削り、第二十八條第二項中「及び登録月の十五日から二十五日まで」を削り、「選挙人名簿又はその抄本」を「選挙人名簿の抄本」に改め、同条を第二十九條とし、同条の前に次の一条を加える。

(登録の抹消)

第二十八條 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの

者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第二号又は第三号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。

二 前条第一項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つたとき。

三 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

第二百三十六條中第三項を削り、第二項を第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 選挙人名簿に登録をさせる目的をもつて住民基本台帳法第二十二條(転入届)の規定による届出に關し虚偽の届出をすることによつて選挙人名簿に登録をさせた者も、前項と同様とする。

第二百六十九條ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第二十二條(登録)の規定の適用については、同条中「資格を有する者」とあるのは、「資格を有し、かつ、その日において当該区の区長が作成する住民基本台帳に登録されている者」とする。

第二百七十條を削り、第二百七十條の二中「規定によつて」の下に「自治大臣」を加え、「第二十一條(登録の申出)の規定による登録の申出及び第二十八條第三項」を「第二十九條第三項」に改め、同条を第二百七十條とする。

附則

附則第二十一項を削る。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十四年七月二十日から施行する。

(住民基本台帳に登録されていない者に関する経過措置)

第二条 市町村の選挙管理委員会は、この法律の

昭和四十四年五月九日 参議院會議録第二十二号 公職選挙法の一部を改正する法律案

施行の際現に当該市町村の選挙人名簿に登録されている者で、当該市町村の住民基本台帳に記録されていないもの(当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことにより改正前の公職選挙法(附則第四条において「旧法」という。))第二十七條第一項の表示をされている者を除く。がある場合には、その者を直ちに選挙人名簿から抹消し、その旨を告示しなければならぬ。(選挙期日が公示されている選挙等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際すでにその期日が公示され又は告示されている選挙が行なわれる場合には、改正後の公職選挙法(以下「新法」という。))第十九條第二項の規定にかかわらず、新法第二十二條第二項の規定による登録は、行なわぬ。

(表示をされている者に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際すでにその期日が公示され又は告示されている選挙が行なわれる市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者で、当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことにより旧法第二十七條第一項の表示をされているものについては、当該選挙の期日までの間においては、新法第二十八條第二号の規定にかかわらず、表示後六箇月を経過するに至つたときに直ちに選挙人名簿から抹消し、その旨を告示しなければならぬ。

(船員の選挙人名簿に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際効力を有する船員の選挙人名簿については、昭和四十四年十二月四日までの間は、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第七条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第七十四條第四項中「登録月(三月、六月、九月及び十二月をいう。))の二十日のうち同項の請求のあつた日の直前の日現在」を「公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二條の規定による選挙人名簿の登録が行なわれた日」に、「登録が」を「その登録が」に改める。  
第八十四條中「(昭和二十五年法律第百号)」を削る。

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 新法第二十二條の規定に基づいて当該選挙管理委員会がこの法律の施行後最初に選挙人名簿の登録を行なう日の前日までに地方自治法第七十四條の規定によつてされた請求については、なお従前の例による。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第九条 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第三十二條中「登録月(三月、六月、九月及び十二月をいう。))の二十日」を「公職選挙法第二十二條第一項又は第二項の規定による選挙人名簿の登録が行なわれた日」に改める。

(漁業法の一部改正)

第十条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第八十九條に次の四項を加える。

5 選挙人名簿は、十二月五日をもつて確定する。  
6 選挙人名簿は、次年の十二月四日まで据えおかなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が死亡したときは直ちに修正するものとし、選挙人名簿に登録されている者が確定判決により修正すべきものとなつたときは直ちに修正するとともにその旨を告示しなければならぬ。

7 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が当該市町村の選挙人名簿

に登録される資格を有せず、又は有しなくなつたことを知つた場合には、前項ただし書の規定に該当する場合を除くほか、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならぬ。

8 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村と同一の海区に沿う他の市町村の選挙人名簿に登録されている者を当該市町村の選挙人名簿に登録したときは、直ちにその旨を関係のある市町村の選挙管理委員会に通知しなければならぬ。

第九十四條第一項中「第二十六條第三項、第二十七條第一項、第二十九條第七項及び第八項」を削り、「第二百七十条の二」を「第七十条」に改め、同項の表の第二十三條第一項の項中「登録月の八日から十四日まで」を「前条第一項の規定による登録については九月十一日から同月十五日までの間(同項ただし書に規定する場合)は、政令で定める期間)、同条第二項の規定による登録については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が定める期間」に、「十一月三日まで」を「十一月三日までの間」に、「登録すべき者」として決定した者を「登録した者」に、「及び住所」を「住所及び生年月日」に改め、同表の第二十四條第一項の項中「登録すべき者の決定」を「選挙人名簿の登録」に、「脱漏」を「選挙人名簿に脱漏」に改め、同表の第二十四條第二項の項中「選挙人名簿に登録す」選挙人名簿」を「選挙人名簿に登録す」に改め、同表の第二十五條第四項の項中「選挙人名簿に登録すべき者の決定又は選挙人名簿から抹消すべき者の決定」を「選挙人名簿への登録又は選挙人名簿から抹消」に改め、同表の第二十五條第五項の項中「選挙人名簿に登録すべき者の決定又は選挙人名簿への登録又は選挙人名簿から抹消」に改め、同表の第二十六條第三項の項及び第二十七條第一項の項、第二十九條第七項の項及び第二十九條第八項の項を削る。

の抹消」に改め、同表の第二十六條第三項の項、第二十七條第一項の項、第二十九條第七項の項及び第二十九條第八項の項を削る。

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)

第十一条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「登録月(三月、六月、九月及び十二月をいう。))の二十日」を「公職選挙法第二十二條第一項又は第二項の規定による選挙人名簿の登録が行なわれた日のうち国会議員の選挙等の期日の直前の日」に改め、同条ただし書を削る。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第十二條 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十条に次の三項を加える。  
5 選挙人名簿は、三月三十一日をもつて確定する。  
6 選挙人名簿は、次年の三月三十日まで据えおかなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が死亡したときは直ちに修正するものとし、選挙人名簿に登録されている者が確定判決により修正すべきものとなつたときは直ちに修正するとともにその旨を告示しなければならぬ。

7 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有せず、又は有しなくなつたことを知つた場合には、前項ただし書の規定に該当する場合を除き、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならぬ。  
第十一条中、「第二十七條第一項(表示)」第二十九條第七項及び第八項(選挙人名簿の確定等)」を削り、「第二百七十条の二」を「第二百



については千円を千五百円にそれぞれ改めようとするものであります。なお、衆議院において施行期日を修正し、「昭和四十四年四月一日」を「公布の日から起算して七日を経過した日」に改められました。

委員会においては、日当の性格と日当請求の実情、因選弁護人の報酬の支給基準、日当値上げの根拠、訴訟費用に関する法律の一本化等について熱心な質疑がありました。その詳細は、會議録によつて御承知を願います。

質疑を終わり、討論採決の結果、全会一致をもって本法律案は衆議院送付案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)  
○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(重宗雄三君) 総員起立と認められます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第七、公衆電氣通信法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長永岡光治君。

審査報告書

公衆電氣通信法の一部を改正する法律案  
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年五月八日  
通信委員長 永岡 光治  
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、電話の利用者の料金負担の適正化を図るため電話の基本料及び近距離の通話料を改定するとともに、集団電話を法定することを中心とするもので、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。  
一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府並びに日本電信電話公社は、社会経済の発展にともない益々増大し、かつ多様化する電信電話の需要に応じうる態勢をすみやかに整えるとともに、特に次の各項の実施につとむべきである。  
一、料金制度については、例えばグループ料金制の研究を行なうとともに一般利用者の負担能力、原価等を考慮して再検討すること。  
一、市町村の行政区域毎に加入区域を一本化することに積極的に努力すること。  
一、住宅電話については、秘話式二共同方式を一層推進し、積滞解消に格段の努力をすること。  
一、集団電話の本実施にあたり、その円滑な運営を期するため、要員の確保をはかるなどサービスの維持向上につとめること。

右決議する。

公衆電氣通信法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十四年四月十七日  
衆議院議長 石井光次郎  
参議院議長 重宗 雄三殿

公衆電氣通信法の一部を改正する法律案

公衆電氣通信法の一部を改正する法律

公衆電氣通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「左の三種」を「次の四種」に改め、同項第三号中「交換設備及び」を「交換設備、通話の接続の全部又は一部が手動的に行なわれるものに限る。」及び「に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 集団電話 電話機及びその電話機が接続される交換設備(通話の接続の全部が自動的に行なわれるものに限る)並びにその交換設備と局交換設備との間の電話回線からなるもの

第二十六条第二項中「及び共同電話」を「共同電話及び集団電話」に改め、同条第三項中「共同電話の種類は、」を「共同電話の種類は局交換設備と電話機との間の電話回線に、集団電話の種類は交換設備と電話機との間の電話回線に、それぞれ接続される」に改める。

第二十八条第一項中「若しくは共同電話」を「共同電話若しくは集団電話」に改め、同条第二項中「郵政大臣の認可を受けて」を削り、「若しくは共同電話」を「共同電話若しくは集団電話」に改める。

第二十九条第一項中「その区域内における加入電話の下に(集団電話を除く。以下この条において同じ。))」を加え、同条第二項中「別」に公社が定める額の料金の支払がある」を「別」に定める費用の負担がある」に改める。

第三十条第一項中「(以下「電話加入区域」と総称する。))内における加入電話」の下に「(集団電話を除く。この項において同じ。))」を加え、同条第四項中「加入電話」の下に「(集団電話を除く。))」を、「電話取扱局」の下に「及び集団電話を収容すべき電話取扱局」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「(少く)を、少ない」に、「共同電話による通話を」共同電話若しくは集団電話による通話」に、「(共同電話の種類を含む。以下同じ。))」を「又は共同電話の種類」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 公社は、公社の予算の範囲内においては、次に掲げる場合を除き、集団電話の設置についての加入電話加入申込の全部を承諾しなければならない。

一 同一の集団電話の交換設備により接続される加入電話加入申込に係る集団電話の電話機(第三十六条に規定する附属的なものを除く)の数が、その集団電話の種類につき、公社が郵政大臣の認可を受けて定める数に満たないとき(その加入電話加入申込に係る集団電話を設置するために新たに集団電話の交換設備の設置を要する場合に限る。))

二 加入電話加入申込に係る集団電話の電話機の設置の場所が、その集団電話の種類につき、公社が郵政大臣の認可を受けて定める範囲の地域内にないとき。  
第三十二条を次のように改める。

(普通加入区域外の加入電話の特別負担)

第三十二条 公社は、特別加入区域外又は電話加入区域外における加入電話(集団電話を除く。)の設置について加入電話加入申込があつたときは、一加入電話当たりの線路設置費を基準として、普通加入区域外の線路の長さに応じ、公社が郵政大臣の認可を受けて定める費用を負担することを条件として、加入電話加入申込を承諾することができる。

第三十三条第一項中「加入電話の種類」の下に「若しくは共同電話の種類を加え、同条第二項中「少い」を「少ない」に改め、「又は共同電話」の下に「若しくは集団電話」を加え、「その共同電話の電話回線」を「その共同電話若しくは集団電話の電話回線」に、「その共同電話につき加入電話の種類」を「その共同電話又は集団電話につき加入電話の種類又は共同電話の種類」に改め、同条第三項中「加入電話の種類」の下に「又は共同電話の種類」を加える。

第三十五条中「及び第二項」を「から第三項まで」に改める。

第三十七条第二項中「郵政大臣の認可を受けて」を削る。

第四十条第二項中「郵政大臣の認可を受けて」を削る。

第四十五条 公社は、度敷料金局について、その度敷料金局に係る加入電話等の数により、次の表に掲げるとおり、その種類を定め、これを公示しなければならない。

種 類	加 入 電 話 等 の 数
一級度敷料金局	八百未満
二級度敷料金局	八百以上八千未満
三級度敷料金局	八千以上五万未満
四級度敷料金局	五万以上四十万未満
五級度敷料金局	四十万以上

2 公社は、定額料金局について、その定額料金局に係る加入電話等の数により、次の表に掲げるとおり、その種類を定め、これを公示しなければならない。

種 類	加 入 電 話 等 の 数
一級定額料金局	二十五未満
二級定額料金局	二十五以上百未満
三級定額料金局	百以上二百未満
四級定額料金局	二百以上四百未満

五級定額料金局	四百以上八百未満
六級定額料金局	八百以上二千未満
七級定額料金局	二千以上

3 公社は、前二項の規定によりその種類を定めた度敷料金局又は定額料金局について、その加入電話等の数が他の種類の度敷料金局又は定額料金局に対応する数になつたときは、その日から一月以内に、その種類を変更し、これを公示しなければならない。

4 前三項の加入電話等の数は、次の各号に掲げる数を合算した数とする。

一 その電話取扱局及びその電話取扱局と同一の電話加入区域内にある他の電話取扱局に收容されている加入電話(契約の期間が公社が定める期間以内のものを除く)、公社が郵政大臣の認可を受けて定める種類の電話及び第五十四条の三第一項に規定する有線放送電話接続回線の数の合計数

二 その電話取扱局に收容されている加入電話から第四十六条第二号に規定する準市内通話をすることができ加入電話を收容している他の電話取扱局に收容されている加入電話(契約の期間が公社が定める期間以内のものを除く)及び公社が郵政大臣の認可を受けて定める種類の電話の数の合計数の十分の一

第四十六条中「左の通り」を「次のとおり」に改め、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 近郊通話 一の単位料金区域内の電話取扱局(度敷料金局に限る。)に收容されている電話からその単位料金区域と隣接する他の単位料金区域(公社が郵政大臣の認可を受けて定める基準に該当するものを除く)内の電話取扱局に收容されている電話への通話の接続が自動的に行なわれる場合(通話の相手方たる電話を收容している電話取扱局までの接続が自動的に行なわれる場合を含む)におけるその接続の方式による通話(準市内通話を除く)。

第五十二条第四項及び第五十四条中「郵政大臣の認可を受けて」を削る。

第五十五条の四第二項中「第三十条第二項」を「第三十条第三項」に改める。

第七十五条中「準市内通話の料金」の下に、「近郊通話の料金」を加える。

第百五条第一項中「左の」を「次の」に、「行」を「行なう」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第五号中「又は共同電話」を、「共同電話又は集団電話」に改める。

別表第2から第7までを次のように改める。

第2 電話使用料(契約の期間が30日以内の加入電話以外の加入電話に係るもの)

料 金 種 別	料 金	額
1 一度敷料金制による場合		
イ 基本料		
単独電話及び構内交換電話 (構内交換設備及び内線電話 機に係るものを除く。)		
1 一度敷料金金局	700円	500円
2 一度敷料金金局	850円	600円
3 一度敷料金金局	1,000円	700円
4 一度敷料金金局	1,150円	800円
5 一度敷料金金局	1,300円	900円
ロ 一度敷料		
市内通話 1 度数ごとに	7円	7円
2 定額料金制による場合		
イ 単独電話		
1 一度敷料金金局	650円	390円
2 一度敷料金金局	750円	450円
3 一度敷料金金局	850円	510円
4 一度敷料金金局	950円	570円
5 一度敷料金金局	1,150円	690円
6 一度敷料金金局	1,450円	870円
7 一度敷料金金局	1,800円	1,080円
ロ 構内交換電話(構内交換設備 及び内線電話機に係るものを除 く。)		
1 加入電話ごとに月額		
1 一度敷料金金局	1,000円	600円
2 一度敷料金金局	1,150円	700円
3 一度敷料金金局	1,300円	800円
4 一度敷料金金局	1,450円	900円
5 一度敷料金金局	1,750円	1,050円
6 一度敷料金金局	2,200円	1,300円
7 一度敷料金金局	2,700円	1,600円

備考  
1 住宅用とは、加入電話加入者(法人たるもの及び第28条第2項に規定する加入電話加入者を除く)がもつばら居住の用に供する場所に設置されるものをいう。  
2 事務用とは、住宅用以外のものをいう。

第3 準市内通話料(加入電話から行なう通話に係るもの) 80秒までごとに 7円  
第4 近郊通話料(加入電話から行なう通話に係るもの) 60秒までごとに 7円  
第5 市外通話料(加入電話から行なう通話に係るもの)

料 金 種 別	料 金	額
1 自動接続通話方式による通話に係るもの		7円
市外通話地域間距離		
20キロメートルまで		60秒
30		38秒
40		30秒
60		21秒
80		15秒
100		13秒
120		10秒
160		8秒
240		6.5秒
320		5秒
500		4秒
750		3秒
750キロメートルをこえるもの		2.5秒
2 手動接続通話方式による通話に係るもの(準市内通話、近郊通話又は自動接続通話方式による市外通話ができる電話への通話に係るものを除く。)		
イ 普通通話料		
(1) その加入電話が収容されている電話取扱局の所在する単位料金区域内の電話取扱局に収容されている電話への通話に係るもの	3分まで	3分をこえる1分までごとに
	12円	4円
(2) その加入電話が収容されている電話取扱局の所在する単	3分まで	3分をこえる1分までごとに
	15円	5円
		左記以外のもの
	3分まで	3分をこえる1分までごとに
	12円	3円

位料金区域と隣接する他の単  
位料金区域（公社が郵政大臣  
の認可を受けて定める基準に  
該当するものを除く。）内の電  
話取扱局に収容されている電  
話への通話に係るもの

(3) (1)及び(2)に掲げる通話以外  
の通話に係るもの

市外通話地域間距離	15円	5円	12円	4円
20キロメートルまで	15円	5円	12円	4円
30	30円	10円	27円	9円
40	39円	13円	33円	11円
60	54円	18円	39円	13円
80	72円	24円	45円	15円
100	90円	30円	54円	18円
120	108円	36円	63円	21円
160	132円	44円	75円	25円
200	156円	52円	90円	30円
240	183円	61円	105円	35円
280	210円	70円	120円	40円
320	240円	80円	135円	45円
400	279円	98円	156円	52円
500	318円	106円	180円	60円
600	360円	120円	210円	70円
750	420円	140円	240円	80円
900	480円	160円	270円	90円
1,100	540円	180円	300円	100円
1,100キロメートルをこ えるもの	600円	200円	330円	110円

至急通話料  
特別至急通話料  
第49条又は第50条に規定する  
通話の市外通話料  
ホ 定期通話料  
ハ 予約通話料(予約の期間が1月  
未満のものに係るものを除く。)

右記の料金額と同額  
(月額) 右記の料金額と同  
額

普通通話料と同額  
普通通話料の2倍  
普通通話料の3倍  
普通通話料の4倍  
(月額) 普通通話料の90倍

備考  
1 市外通話地域間距離の測定方法は、公社が郵政大臣の認可を受けて定める。  
2 公社は、市外通話地域間距離が60キロメートルをこえる市外通話の夜間に係る料金  
につき、郵政大臣の認可を受けてこの表に定める料金額より低く定めることができる。

第6 設備料(加入電話加入申込が承諾された場合のもの。ただし、契約の期間が30日以内の加入電  
話に係るものを除く。)

料 金 種 別	料 金 額
1 単独電話に係るもの	—加入電話ごとに 30,000円
2 共同電話に係るもの イ その電話機(第86条に規定す る附属的なものを除く。以下同 じ。)の数が2個である場合 ロ その電話機の数が3個以上で ある場合	—加入電話ごとに 20,000円
3 集団電話に係るもの	—加入電話ごとに 10,000円
4 構内交換電話に係るもの(構内 交換設備及び内線電話機に係るも のを除く。)	—加入電話ごとに 30,000円以内において、集団 電話の種類に応じ、公社が郵 政大臣の認可を受けて定める 額 30,000円

第7 公衆電話料(公衆電話又は第8条第2号の規定による委託により公衆の利用に供される加入電  
話から行なう通話に係るもの)

料 金 種 別	料 金 額
1 市内通話料 イ 公衆電話から行なう通話に係 るもの (1) 公社が指定した公衆電話 (2) その他の公衆電話 ロ 第8条第2号の規定による委 託により公衆の利用に供される 加入電話から行なう通話に係 るもの	3分まで 1度数ごとに 10円 10円 10円
2 準市内通話料(公衆電話から行 なう通話に係るものに限る。以下	80秒までごとに 10円

3 及び4において同じ)	3 近郊通話料	10円	60秒までごとに	10円
4 市外通話料	イ 自動接続通話方式による通話に係るもの	10円	次に掲げる秒数までごとに	10円
市外通話地域間距離	20キロメートルまで	60秒		60秒
30	30	50秒		50秒
40	40	38秒		38秒
60	60	30秒		30秒
80	80	21秒		21秒
100	100	15秒		15秒
120	120	13秒		13秒
160	160	10秒		10秒
240	240	8秒		8秒
320	320	6.5秒		6.5秒
500	500	5秒		5秒
750	750	4秒		4秒
750キロメートルをこえるもの	750キロメートルをこえるもの	3秒		3秒
ロ 自動接続通話方式による通話に係るもの(その公衆電話が収容されている電話取扱局に収容されている加入電話から単市内通話、近郊通話又は自動接続通話方式による市外通話ができる電話への通話に係るものを除く。)	ロ 自動接続通話方式による通話に係るもの(その公衆電話が収容されている電話取扱局に収容されている加入電話から単市内通話、近郊通話又は自動接続通話方式による市外通話ができる電話への通話に係るものを除く。)			
(1) 公社が通話の取扱いにつき取扱者を配置すべきものとして指定した公衆電話	(1) 公社が通話の取扱いにつき取扱者を配置すべきものとして指定した公衆電話		第5の2のイからホまでに掲げる料金額と同額	
(2) その他の公衆電話	(2) その他の公衆電話		第47条第2項の規定により公社が指定する地域相互間の通話	
(イ) 普通通話料	(イ) 普通通話料		3分までごとに	10円
① その公衆電話が収容されている電話取扱局の所	① その公衆電話が収容されている電話取扱局の所		左記以外のもの	10円

<p>在する単位料金区域内の電話取扱局に収容されている電話への通話に係るもの</p> <p>② その公衆電話が収容されている電話取扱局の所在する単位料金区域と隣接する他の単位料金区域(公社が郵政大臣の認可を受けて定める基準に該当するものを除く)内の電話取扱局に収容されている電話への通話に係るもの</p> <p>③ ①及び②に掲げる通話以外の通話に係るもの</p> <p>市外通話地域間距離 20キロメートルまで</p>	15円	10円
<p>(イ) 至急通話料</p> <p>(ロ) 特別至急通話料</p> <p>(ハ) 第49条又は第50条に規定する通話の市外通話料</p>	15円 30円 35円 50円	10円 25円 30円 35円
<p>普通通話料と同額</p> <p>普通通話料の2倍</p> <p>普通通話料の3倍</p> <p>普通通話料の3倍</p>		

備考

- 市外通話地域間距離の測定方法は、公社が郵政大臣の認可を受けて定める。
- 公社は、市外通話地域間距離が60キロメートルをこえる市外通話の夜間に係る料金につき、郵政大臣の認可を受けてこの表に定める料金額より低く定めることができる。
- 公社は、郵政省令で定めるところにより、公衆電話についてはこの表の1のイの(1)又は(2)、公衆電話及びこの表の1のロの加入電話については4のロの(1)、4のロの(2)又は1のロのいずれの料金額が適用されるかが明らかとなる措置をとるものとする。

民衆サービスの向上のため。

第8 専用設備たる回線の専用の料金(市外設備に係るものであつて、専用契約の期間が1年以上のものに係るもの)

(月額)第5の2のイの(3)の料金額の欄の右欄の3分までの欄に掲げる額の8,000倍以内において公社が郵政大臣の認可を受けて定める額

附則

- 1 (施行期日)  
この法律は、昭和四十四年十月一日から施行する。  
(公衆電気通信役務の料金に関する経過措置)
- 2 この法律の施行前に支払い、又は支払うべきであった公衆電気通信役務の料金については、なお従前の例による。  
(試行契約に関する経過措置)
- 3 この法律の施行の際現に、公衆電気通信法(以下「公衆法」という。)第十二条の二の規定により日本電信電話公社(以下「公社」という。)が試行的に提供する公衆電気通信役務に係る次の表の上欄に掲げる契約約款に基づき公社が締結している契約は、この法律の施行の時に於いて、それぞれ公衆法第二十七条の規定により公社が締結した同表の下欄に掲げる加入電話加入契約とみなす。  
農村集団自動電話試行のための契約約款(昭和三十一年日本電信電話公社公示第四十号)  
集団電話に係る加入電話加入契約  
集合自動電話試行のための契約約款(昭和四十二年日本電信電話公社公示第七十九号)  
集団電話に係る加入電話加入契約  
団地自動電話試行のための契約約款(昭和三十一年日本電信電話公社公示第四十一号)  
共同電話に係る加入電話加入契約

- 4 (普通加入区域外の加入電話等の特別負担の返還に関する経過措置)  
改正前の公衆法第三十二条第一項(第三十三条第三項、第三十四条第二項及び第五十五条の五において準用する場合を含む。)の規定により負担をさせて設置した線路(設置の後五年以上経過したものを除く。)の全部又は一部を利用して、この法律の施行後において、特別加入区域内若しくは電加入区域外における加入電話の設置若しくは種類の変更、特別加入区域外若しくは電話加入区域外の場所への加入電話の設置の場所の変更又は電話加入区域外における加入電話の設置若しくは電加入区域外の場所への加入電信の設置の場所の変更を行なう場合における当該負担させた金額の返還については、なお従前の例による。  
(罰則に関する経過措置)
- 5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律の一部改正)
- 6 電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律(昭和三十五年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。  
第二条第一項第一号中「種類に應じ」を「種類(公衆電気通信法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号)による改正前の公衆電気通信法第四十四条の規定の例により公示する種類をいう。以下電話取扱局について同じ。)に應じ」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。  
三 集団電話に係る加入電話加入申込をした者  
加入電話加入申込に係る電話取扱局及び集団電話の種類に應じ、十五万円以内において、それぞれ公社が郵政大臣の認可を受けて定める額  
第十一号中若しくは第三号を、第三号若しくは第四号に改める。  
(有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法の一部改正)

昭和四十四年五月九日 参議院會議録第二十二号 公衆電気通信法の一部を改正する法律案

7 有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法(昭和二十八年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。  
第十三条及び第十四条を次のように改める。  
第十三条 戦災電話の加入者は、公社がその請求により特別加入区域内又は電話加入区域外においてその加入電話の復旧工事を完了したときは、公社が定める期日までに、一加入電話当たりの線路設置費を基準として、普通加入区域外の線路の長さに応じ、公社が郵政大臣の認可を受けて定める費用を支払わなければならない。  
2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。  
第十四条 削除

8 改正前の有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法第十三条第一項の規定により費用の支払をさせ、又は改正前の公衆法第三十二条第一項の規定により負担をさせて設置した線路(設置の後五年以上経過したものを除く。)の全部又は一部を利用して、この法律の施行後において、特別加入区域内又は電話加入区域外において戦災電話の復旧工事を完了する場合及び加入電話の設置又は種類の変更を行なう場合における当該支払わせ、又は負担させた金額の返還については、なお従前の例による。  
〔永岡光治君登壇、拍手〕  
○永岡光治君 たいだいま議題となりました法律案の内容を申し上げますと、本案は、電話料金体系の適正化をはかるため、料金収入に影響のない範囲内において電話の基本料及び近距離の通話料を改定するとともに、集団電話を法定するなどの改正を行なうとするものであります。  
まず、基本料につきましては、現在、料金の区分が十四段階に分かれているのを五段階に統合簡素化するとともに、料金の水準を引き上げ、大局小局間の料金格差を縮小することにいたしました。また、これによって生ずる増収の範囲内において近距離通話料を安くすることとし、準市内通話料を引き下げるとともに、新たに、低い料金の近郊通話制度を設けようとするものであります。次に、現在、試行的に実施されている農村集団自動電話及び集合自動電話を新たに集団電話として法定し、その提供条件等を定めることとしております。  
このほか、本案には、公衆電話の市内通話を三分で打ち切ることなどの改正が含まれておりますが、改正法の施行期日は本年十月一日となっております。

通信委員会におきましては、政府並びに日本電信電話公社当局に対し、基本料改定の理由、積滞電話の解消、第四次五カ年計画画送りの見直し、市町村合併の進展に伴う市内通話区域の統合拡大等について質疑を行ない、慎重審議をいたしました。その詳細につきましては、会議録により御承知願いたいと存じます。  
かくて質疑を終局し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本案は多数をもって衆議院送付案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
次いで、日本社会党の鈴木強委員より本案に対する附帯決議案が提出されましたが、採決の結果、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。  
以上御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

昭和四十四年五月九日 参議院會議録第二十二号

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案外一件

本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第八、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案。

日程第九、日本国有鉄道財政再建促進特別措置法案。

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長岡本悟君。

〔審査報告書は都合により第二十五号末尾に掲載〕

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十四年三月二十八日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

(小字及び一は衆議院修正)

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

国有鉄道運賃法(昭和二十三年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削る。

第三条を次のように改める。

(鉄道の普通旅客運賃)

第三条 鉄道の普通旅客運賃の賃率は、営業キロ一キロメートルごとに、五百キロメートルまでの部分については四円二十銭、五百キロメートルをこえる部分については二円五銭とする。

2 鉄道の普通旅客運賃は、営業キロの区間別に定めるものとし、その額は、各区間の中央の営業キロについて前項の賃率によつて計算した額とする。

第五条第二項中「二等の」を削る。  
第六条中「客車及び船室の寝台その他を」を「寝台料金、特別車両料金その他の客車及び船室」に改める。

第九條の二中「運賃及び料金」を「運賃等」に改め、同条第五号中「寝台料金」の下に、「特別車両料金を加え、同条に次の一号を加える。

Table with 2 columns: 種別 (Type) and 運賃 (Fare). Rows include 一等車 (First Class), 二等車 (Second Class), 特別車 (Special Car), 特別車二等 (Special Car 2nd), 特別車一等 (Special Car 1st), 特別車二等 (Special Car 2nd), 特別車一等 (Special Car 1st), 特別車二等 (Special Car 2nd).

附則 (施行期日) 公布の日を以て、昭和四十四年四月一日から施行する。

1 この法律は、(民事訴訟費用法の一部改正) 民事訴訟費用法(明治二十三年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

2 第十三条第一項中「二等以下ノ船賃(鉄道連絡船ニ在リテハ一等又ハ二等ノ船賃)」を「船賃(船賃ニ付等級ノ区分ヲ設クル汽船ニ在リテハ二等以下ノ船賃)」に改める。

3 (刑事訴訟費用法の一部改正) 刑事訴訟費用法(大正十年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

4 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

5 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

16 第十六条第一項中、「一等特別座席料金及び一等指定座席料金」を「及び特別車両料金」に改め、「(含む。)」の下に「並びに座席指定料金」を加え、同項第五号を次のように改める。

五 内閣総理大臣等及び指定職の職務又は七等級以上の職務にある者が第三号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金を

17 第十七条第一項中「特別船席料金その他船室の特別の設備を利用するための料金及び寝台料金を「寝台指定料金」に改める。

18 第十八条第一項中「及び前号に規定する特別車両料金を加え、同条第三項中「一等指定座席料金」を「座席指定料金」に改める。

19 第十九条第一項中「及び前号に規定する特別車両料金を加え、同条第三項中「一等指定座席料金」を「座席指定料金」に改める。

20 第二十条第一項中「及び前号に規定する特別車両料金を加え、同条第三項中「一等指定座席料金」を「座席指定料金」に改める。

金」を「寝台料金及び特別船室料金」に改め、「(含む。)」の下に「並びに座席指定料金」を加え、同項第四号を削り、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、「及び料金を削り、同号を同項第四号とし、同項に次の二号を加える。

五 内閣総理大臣等及び指定職の職務又は七等級以上の職務にある者が第三号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものによる航行による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金を

六 内閣総理大臣等及び指定職の職務又は七等級以上の職務にある者が座席指定料金を徴する船舶を運行する航行による旅行をする場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金を

〔審査報告書は都合により第二十五号末尾に掲載〕

日本国有鉄道財政再建促進特別措置法案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和四十四年三月二十八日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

日本国有鉄道財政再建促進特別措置法案

日本国有鉄道財政再建促進特別措置法案

第一条 この法律は、日本国有鉄道をして、将来とも国民経済及び国民生活におけるその使命を遂行させるため、日本国有鉄道の財政の再建の促進に關してとるべき特別措置を定めるものとする。

(財政再建の目標)

第二条 日本国有鉄道の財政の再建の目標は、將

来にわたるわが国の交通体系においてその果たすべき役割に応じうる近代的经营体制を確立しつつ、昭和五十三年度までにその損益計算において利益が生ずるよう財政の健全性を回復することに置くものとする。

(基本方針)

第三条 運輸大臣は、昭和四十四年度以降十年間(以下「再建期間」といふ)における日本国有鉄道(以下「再建期間」といふ)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 基本方針には、将来にわたるわが国の交通体系において日本国有鉄道が果たすべき役割及び日本国有鉄道の近代的经营体制の確立に関する基本的な構想その他日本国有鉄道の財政の再建の目標に関する事項並びにその目標を実現するために必要な国の施策及び日本国有鉄道の措置に関する基本的事項を定めるものとする。

3 運輸大臣は、第一項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を日本国有鉄道に通知しなければならない。

(再建計画)

第四条 日本国有鉄道は、前条第三項の規定により基本方針の通知を受けたときは、これに基づき、再建期間における日本国有鉄道の財政の再建に関する経営の基本的な計画(以下「再建計画」といふ)を定め、運輸大臣の承認を受けなければならない。

2 再建計画は、次の事項について定めるものとする。

- 一 業務の運営の基本方針
- 二 輸送需要及び輸送力に関する事項
- 三 輸送の近代化及び安全の確保に関する事項
- 四 業務の運営の効率化に関する事項
- 五 収入の確保に関する事項
- 六 損益に関する事項
- 七 その他財政の再建に關し必要な事項

3 運輸大臣は、第一項の承認をしようとするとき、

きは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(長期資金の貸付け)

第五条 政府は、再建期間中の毎年度、日本国有鉄道に対し、昭和四十四年三月三十一日における次の債権に關し受け取るべき利子の額に相当する金額の範囲内において、政令で定める融資条件による長期資金を貸し付けるよう特別の配慮をするものとする。

一 政府が引き受けた鉄道債券による債権

二 日本国有鉄道法施行法(昭和二十四年法律

第二百五号)第九条第二項の規定による債権

三 その他政府が日本国有鉄道に対して貸し付けた長期資金に係る債権

(利子補給)

第六条 政府は、再建期間中の毎年度、予算の範囲内において、日本国有鉄道に対し、前条の規定により貸し付けた長期資金に關し日本国有鉄道が当該年度において支払うべき利子に充てるべき金額を補給する。

(補助金)

第七条 政府は、昭和四十四年度から昭和五十七年度までの毎年度、予算の範囲内において、日本国有鉄道に対し、当該年度の前年度に相当する日本国有鉄道の事業年度から前七箇事業年度(昭和四十四年度から昭和五十年年度までの事業年度に限る)における工事勘定の支出に充てられた資金に係る費用の一部について補助する。

(再建計画の実施状況の報告)

第八条 日本国有鉄道は、運輸省令で定めるところにより、再建期間中の毎事業年度における再建計画の実施状況を明らかにした報告書を作成し、これに監査委員会の意見書を添えて運輸大臣に提出しなければならない。

(改善命令)

第九条 運輸大臣は、日本国有鉄道の業務の運営が再建計画に適合しないと認めるときは、日本国有鉄道に対し、その業務の運営について必要な命令をすることができる。

附則  
この法律は、公布の日から施行する。

〔岡本悟君登壇、拍手〕

○岡本悟君 たいだいま議題となりました国鉄関係二法案につきまして、運輸委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

これらの法案は、いずれも、現在危機に瀕している国鉄の財政を再建するために提案されたものでありまして、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案は、普通旅客運賃の基本賃金率をおおむね一五%引き上げるとともに、旅客運賃の等級を廃止する等の改正を行ない、これによりおよそ一〇%程度の増収をはかろうとするものであります。

また、日本国有鉄道財政再建促進特別措置法案は、国鉄をして、将来とも国民経済及び国民生活におけるその使命を遂行させるため、近代的经营体制を確立しつつ、昭和五十三年度までに損益計算上黒字に転ずることを目標として、国鉄財政の再建を促進することとし、このために必要な政府の基本方針及びこれに基づく国鉄の再建基本計画並びに国のとるべき援助措置等について定めようとするものであります。

委員会におきましては、二法案を一括議題とし、終始慎重に審議を重ねましたが、その間、地方行政委員会、大蔵委員会、物価等対策特別委員会及び産業公費及び交通対策特別委員会と連合審査を行ない、また、公聴会を開催して広く識者の意見を聴取するほか、審議の参考にするため、過密及び過疎地帯における国鉄輸送の実情を視察いたしました。

二法案に関する質疑のおもなものは、国鉄財政の破綻の原因、国鉄財政再建の基本方針と基本計画の内容、国鉄財政再建の見通し、運賃値上げの物価に及ぼす影響、国鉄経営における公共性と企業性との関連、公共負担に対する政府の財政援助の拡大、国鉄経営の合理化方策、特に赤字線対

策、要員対策及び増収対策、わが国の総合交通政策樹立の必要性、運賃法改正案と通行税法改正案との関係等の諸点であります。その詳細につきましては、会議録により御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党木村委員、公明党三木委員、民主社会党中村委員及び第二院クラブ市川委員よりそれぞれ反対の旨の、また自由民主党谷口委員より賛成の旨の討論が行なわれました。

以上で討論を終わりました。二法案について採択の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

また、瀬谷委員から提出されました国鉄財政の再建促進にあたって遺憾なきを期すべき旨の各党共同の附帯決議案は、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告を申し上げます。(拍手)  
○議長(眞宗雄三君) 両案に対し、討論の通告がございませう。順次発言を許します。瀬谷英行君。

〔瀬谷英行君登壇、拍手〕

○瀬谷英行君 私、日本社会党を代表して、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法案に対し、反対の討論を行ないます。

両法案提案理由の説明によれば、国鉄財政が昭和三十九年度以来大幅な欠損を続け、昭和四十三年度においては、定期運賃の改定を行なったにもかかわらず、なお一千四百億に及ぶ欠損が見込まれ、このまま推移すれば、遠からず破局的な状態に立ち至るであろうことを指摘しております。

要するに、赤字が累増する一方だから運賃を上げなければならないと述べているのであります。しかしながら、この二法案が提案されて以来、衆参両院の審議を通じて明らかになったことは、国鉄の赤字が決して単純な収支のアンバランスによるものではないということであり、赤字の原因は借金政策であり、輸送力増強、サービス改善

等のための費用の大部分を借金でまかない、その額が今日二兆円を突破するに至ったということであり、借り入れ金が二兆円をこえ、利子を含めた返済額が一日七億二千万円では、いかに企業努力を積み重ねたところで財政が立ち行かなくなることは当然であります。しかも、この借金が、国鉄に課せられた国家的要請にこたえるためのやむを得ないものであることを政府も国鉄当局も重々承知の上とあれば、国鉄財政の破局的状態はいまになって気づいたことではなく、すでに前から十分に計算されていたことになり、これをあけてあると同様であって、どんなに一生懸命水をくみ込んでみても絶対にたまたらないようにならなければならない。今回の値上げ案による国鉄の予定増収は九百十億でありましたが、四十四年度の国鉄予算では、見込み収入が実に一兆一千億に達しております。この中で、借金の利子だけでも一千五百億を払うことになっておりますから、もしも利子の分だけたな上げをすれば、運賃値上げをしなくとも六百億のつりがくる計算になります。逆に国鉄の借金をそのままにしておけば、雪だるま式にふくれ上がり、やがては、毎年のように運賃の大幅な値上げを繰り返さなければならぬことになります。これは火を見るよりも明らかであります。このように国鉄財政の赤字の原因は、きわめてはつきりしており、財政再建の道は、借金政策をすすめる続けるのか、区切りをつけるのか、どちらを選ぶかにかかっております。

ところが、政府の考えた今回の処置は、なるほど従来に比較すれば、幾ぶんの前進であることと認めるのにやぶさかではありませんが、しかし、しよせんは借金政策にその場しのぎのわずかな手当てを施したにすぎず、問題の根本的解決には全くほど遠いと言わなければなりません。たるの底の穴にちり紙をまるめて、一時のせんをした程度で、これは水漏れを完全に防ぐことはむずかしいのであります。国民は、現在国鉄に多くの期

待と注文を持っております。安全で、正確迅速な輸送機関としての使命を果たすことが望まれております。

政府は、今回の国会審議の席上、しばしば運賃値上げを正当化する論法として、利用者にも負担してもらうことを強調いたしました。われわれもその原則を否定するものではありませんが、それならば、国鉄の公共負担をどうするかという問題、地方の赤字線の問題は、なおさら政府が責任を持って処理すべきではないかと思うものであります。

国鉄の公共負担の中には、通勤通学をはじめ、身体障害者、戦没者遺族、勤労青少年割引、戦傷病者等の旅客関係から、新聞雑誌輸送、貨物輸送に至るまで多岐にわたっております。米、麦、野菜、雑穀、魚等の農産物、海産物から、日用品、木材、鉄材、肥料等を数えるならば、連休を利用して汽車に乗る人だけが国鉄利用者とは言いがたく、国民全体が利用者になっていくとみなしても差しつかえないと思っております。多岐にわたる公共負担と独立採算制を両立させることは、だれが考えても至難のわざであり、財界から総裁を迎えたから解決できるものではありません。これは言うならば、高利貸しから金を借りて慈善事業を継続するにひとしいことではあります。こんなことができないことかできないことか、この辺で、政府並びに自民党諸氏も十分反省をしてしかるべきではないかと思っております。国鉄は民間企業ではありません。したがって、政府が金を貸して、高い利息を取り立てるといふようなことは、まことに不可解なことでありまして、これは親が子供に学費を出して、そのせがれから利息を取り立てようとしているのと同じことでもあります。(拍手)

は、日本国有鉄道の鉄道施設の整備に関する特別措置法案を提案いたしました。残念ながら政府、自民党のいれるところとならず、衆議院の強行採決の際にうやむやにされてしまったことは、返す返すも残念であります。

しかし、われわれは、目の目を見ることができなかったとはいえ、あくまでも社会党提案の妥当性を強く訴えたいと思っております。いま国鉄をしてその本来の任務を遂行させることが、国民経済の上りままで以上に必要であるとするならば、経営の安定と将来の発展が期待できる内外の条件を整備するための基本的な施策が実行に移される必要があらります。

そのためには、第一に、鉄道施設の整備であり、国鉄の受け持つべき輸送分野は主として都市間の旅客輸送、中長距離大量貨物輸送及び通勤輸送であります。国鉄の現状はいずれもその責任を果たすことが困難であり、計画的整備が急がれます。そうして非効率な幹線及び亜幹線の輸送力増強をはかることが物資の円滑な流通や地域開発等のためにも必要であります。また、国鉄の貨物輸送は、経済の発展、自動車の急激な普及等、時代に即応する輸送力増強、近代化に取り残され、本来国鉄が果たすべき役割りを果たし得ないものであります。

次に、通勤輸送の増強があげられます。都市における路面交通の渋滞を緩和し、通勤地獄を解消するために、都市高速鉄道の建設促進を含む鉄道輸送力の増強は、今日特に急を要し、国鉄の果たすべき役割りは大なるものがあります。

通勤輸送の問題は、国鉄のみならず私鉄、公営交通等を問わず国民生活にとって重要な日常問題となっております。したがって、企業の採算ベースのワク内で処理することは不可能であることは明白であり、道路政策と同様の熱意を持って政府が助成すべきものと考えます。

以上の鉄道施設整備事業を昭和四十四年度以降七カ年間に実施しようとするれば、二兆八千億の経

費を要しますが、その三分の一相当額を政府が助成するとしても九千三百億を要する程度であります。

次に、以上のよりな諸政策を円滑に遂行するためにも、国鉄の長期負債に対する利子負担の軽減措置を必要といたします。国鉄が本来の任務を果たし得る形態になるまでは、既往の債務について政府関係のものは利子相当額、その他一般のものについても年利五分をこえる相当額を政府が助成するならば、財政面からの再建を促進することは十分可能であります。

以上の考え方を骨子とした代案をわれわれは用意したのであります。運賃問題について付言をさせていただくならば、われわれの主張する財政再建は、運賃値上げ等を含む運賃制度の改正を考えておりません。なぜならば、今日、国鉄経営悪化の原因の大きなものは、すでに述べましたとおり、無責任、無計画な借金政策であり、戦後、経済復興のため資産を食いつぶしてきたこと、独立採算制のワク内で公共負担であります。底に穴のあいたたるに水をくみ、高利貸しから金を借りて慈善事業を営むにひとしい向こう見ずの経営であります。したがって、今日、利用者である国民大衆に、運賃値上げという形で避けられない負担をしいることは、どう考えても公正妥当なものではありません。(拍手)

また、物価安定が至上命令であるにもかかわらず、一向にこれが実行できない政府が、みずから手によってこれに物価上昇の導火線に点火しようとするのは、国民に対する大きな背反行為と言わなければなりません。特に今回のように、旅客運賃のみを機械的に引き上げ、貨物運賃の赤字分まで旅客に負担させることは、政府がしばしば答弁していた利用者負担の方針にもみずから反する結果となり、地域によっては私鉄よりはるかに高い運賃が出現することとなります。

一昨日の新聞によれば、地下鉄東西線の貫通によって国鉄の利用者が大幅に移動したことが伝え

られておりました。国民は安いか便利かで乗りものを選びます。値上げがそのまま増収にはつながらないわけでありませぬ。また、国鉄運賃が私鉄運賃を上回れば、私鉄運賃の引き上げも時間の問題と見るのが当然であり、物価の安定という庶民大衆のささやかな期待は間違いなく打ちくだされるであります。

国民所得と税収の伸びは国民の汗とあぶらの結晶であります。国の動脈である国鉄が動脈硬化の症状を呈し、コレステロールの付着に悩んでおるとき、本来の使命を果たし得るより有効な投資を行ない、治療に努力することに国民は決して反対をいたしません。特にこの動脈硬化は、明らかに政府自身の過去における不摂生が原因であります。責任は政府にあるのであります。

昨日の運輸委員会における各党共同提案の附帯決議は、今回のようなその場しのぎの措置に甘んずることなく、すみやかに国土総合開発計画の構想に基づいた基本的交通政策の確立の急務を強調しております。そうして一刻も早く、通勤輸送の改善をはじめとする輸送力の増強、安全の確保に万遺憾なからしむるよう、国民の鉄道としての使命達成に、政府及び国鉄の積極的政策を強く要望し、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 江藤智君。

〔江藤智君登壇、拍手〕

○江藤智君 私は、自由民主党を代表して、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案外一案につきまして賛成の討論をいたします。

国鉄が、わが国交通の動脈であり、産業、経済、文化並びに国民生活に及ぼす影響のきわめて大なることは申し上げるまでもございません。しかるに、最近の国鉄の現状を見ますに、かつての国鉄の独占時代は去り、運賃収入は伸び悩み、一方、人件費の増高、資本経費の増加等によりその財政は著しく悪化し、昭和三十九年度以降連続五カ年赤字決算を続け、今年三月末には三千億円の

に近い累積赤字を生ずる見込みであります。

このような事態に対処して政府は、さきに、国鉄財政再建推進会議を設け、抜本的な諸施策について検討をいたしました結果、同会議は、一つ、「国鉄みずからの徹底的な経営の効率化、合理化」二つ、「国及び地方公共団体の財政援助」三つ、「運賃改定」の三本の柱によって国鉄の再建をはかるべきであるとする意見書を提出したのであります。わが党におきましても、慎重に検討の結果、国鉄の公共性を十分考慮することを前提として、全面的にこれに賛成したのであります。ただし、経営的な国鉄運営から生ずる赤字まで税金で補てんすることは、企業の本質に反するものであります。したがって、まず国鉄が企業努力に徹するとともに、それでも足りない部分について最小限度の運賃値上げをすることは、まことにやむを得ぬところでありませぬ。さりとて、ばく大な投資を要する通勤対策や、廃止困難な地方赤字線の経営等、公共的使命に對しては、因あるいは地方公共団体がこれに協力すべきことも当然であります。すなわち、国、国鉄及び利用者三位一体となつて国鉄再建に当たるといふ基本的な考え方は、まことに適切であるとともに、この方針を立法化して、危殆に瀕している国鉄の財政再建にまっ正面から取り組まんとする政府の態度に對して賛意を表するものであります。

今回の運賃法の改正は、貨物運賃には手をつけず、旅客運賃のみ平均一五%の値上げを行ない、運輸収入全体において約一〇%の増収をはからんとするものであります。これは過去三回の運賃改正中最低率のものであります。改定後も、戦前に比し、貨物運賃は二四四倍、これは据え置きであります。旅客運賃は二六九倍となり、平均卸売り物価指数三八二倍に比し相当低位にありませぬ。これは従来とも政府が消費者物価に對する影響を十分考慮した結果であり、この程度の運賃改正は、現状においては真にやむを得ぬものと存じます。

昭和四十四年五月九日 参議院会議録第二十二号

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案外一件

次に、日本国有鉄道財政再建促進特別措置法案は、前述のごとく国鉄の財政再建をはかることを目的として立案されたもので、その内容は、再建期間を今年度より向う十カ年とし、その間に国鉄財政を漸次黒字に転向せしめることを目標としております。そのため、運輸大臣は、国鉄の財政再建に關する基本方針を定めて、閣議決定をとり、これを国鉄に提示し、国鉄はこれに基づいてその再建をはかることといたしております。これらのことは、従来、国鉄再建という難事業を、国鉄あるいは運輸省のみにかせ過ぎたきらいがあり、またしたことを改め、内閣全体が協力して国鉄再建の責任に当たることが明示されたものであります。

なお、本法は、国の財政援助として、現在国が有する債権約六千三百億圓に對する利子を実質的にたな上げするとともに、工事経費に對し補助金を出す道を開いております。また、別途地方税法の一部改正により、現在国鉄が固定資産税に相當して、所在市町村に納めていた納付金につきましても、一部その軽減措置をとることになりました。

以上の諸施策は、従来、国の助成がきわめて少なかったことを思えば、まさに画期的な施策であると高く評価するものであります。(拍手)

最後に、一、二要望を申し上げたいと思ひます。

その第一は、国鉄は、今回の助成措置によつて、その責務が一層重大になったことを深く自覚し、決意を新たにしてその効率化、合理化に努力せられたいというのであります。運賃改正によつて利用者の協力を得、国の助成によつて納税者の協力を受けます以上、国鉄もまた率先してこれにこたえなければならぬと思ひます。

その第二は、合理化の実施にあたっては、利用者の犠牲は極力これを避けるよう努力されたいというのであります。たとえ赤字線の道路輸送への転換は、当該線区の採算上の観点のみから行

なすべきではなく、当該地域の民情、代替交通機関の状況等を慎重に考慮して、地元便益の確保に遺憾なきを期せられたいのであります。以上をもつて私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 木村美智男君。

〔木村美智男君登壇、拍手〕

○木村美智男君 私は、日本社会党を代表しまして、ただいま議題となつております国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案並びに日本国有鉄道財政再建促進特別措置法案に對し、重ねて反対の立場から討論を行なうものであります。

まず、反対の理由を述べる前に、今回の国鉄運賃の値上げ法案は、今日の国民生活にとつて最も重要な影響を持つ物価問題のかぎを握るものであるだけに、委員会審議は徹底して慎重審議をたてまゝとしてきたにもかかわらず、佐藤総理が委員会に出席して、十分政府の基本的方針とその問題点の指摘に對して、直接耳を傾けるべきが政治姿勢としてきわめて大事な点ではなかつたかと思ふのであります。しかるに、わずか一時間程度しか出席をしなかつたことはきわめて残念であり、総理並びに政府の反省を求めたいところであります。また、運輸委員会の審議継続中にもかかわらず、四月二十四日には、突如として与党議員から質疑打ち切りの動議が提出をされ、委員会審議が中断される事態が発生し混乱をしましたが、これは議會制民主主義を否定した政府・自民党の暴走であり、そのためにかゝつて議事運営の円滑を欠くことになったことは、きわめて遺憾であると思ふのであります。この点何のための質疑打ち切り動議であつたのか、通行税法との関係をもあわせ考え、今後のあり方を含めて与党の猛省を促す次第であります。

次に、反対の理由を申し述べます。

その第一は、国鉄運賃の値上げは、消費者米価と並んで他の物価値上げを刺激し、物価上昇ムー

下に一そのの拍車をかける大きな要因となる点であります。

すなわち、国鉄運賃の値上げを認める以上、これと競合する私鉄、バス並びに三年来申請の出ているタクシードの値上げを押えることがいかにむずかしいかという事は、われわれの過去の経験によっても明らかであり、政府自身「公共料金は国鉄運賃を除き極力これを押える」と言明をされているが、はなはだ自信のない態度であり、いわんや国鉄運賃の値上げを口実に、一般の日用品、雑貨、食料品に至るまで値上げムードの中での便乗値上げを誘発することは間違いないのであります。これは四十四年度の物価上昇を五%以内に押えるという政府の方針は、歯どめを失った車が坂道を下るにひとしく、国民の物価抑制に対する願望がかなえられない状況に立ち至ることは必至であります。本来、公共料金こそは、政府が関与するものであるだけに、税の自然増収が一兆二千億も見込まれる今年のような財政事情にあるときこそ、政府の財政措置によって一般的な物価の値上がりを押える有効な手段がとれるにもかかわらず、あえて大衆課徴による運賃値上げという安易な道を選び、利用者たる国民の負担増加による財源の調達をはかり、国鉄の再建を加えようとするのは、まさしく政府主導型の物価値上げの典型ともいへべきものであつて、今国会冒頭の佐藤総理の施政方針演説における「物価安定こそ佐藤内閣の最重要政策だ」といった政府の公約違反であり、自執行論であつて、国民を欺瞞するもはなはだしと言わねばならないのであります。(拍手)

反対理由の第二は、国鉄の赤字は決して運賃が安から財政の危機に直面しているのではないといふ点であります。国鉄は、経済の成長に見合う輸送力の増強のために、毎年四千億円に及ぶ設備投資を行なつていますが、歴代の自民党政権は、国鉄に対して今日までほとんど見るべき財政援助を行なわず、もっぱら運賃収入と高利の借り入れ金によって、その経営をやらせてきたのであります。その結果、利子負担は、いまや年間千五百億円の巨額に達しているのであります。このように国鉄の赤字の主要な原因は、借金政策による資本費の負担の増大に基因している要素が大きいのであります。

一方、政府は、公社、公団など政府関係法人に対しては、二兆円近い出資もしくは財政補助を行

なつてはいるにかかわらず、国鉄への出資はわずかに八十九億円で、この二年間における補助は、孫利子を含めてわずかに百四十一億円でしかすぎないものであります。また、定期割引、農林物資の割引をはじめ、各種の過大な公共負担を背負わせ、本来国が行なうべき諸政策を国鉄に肩がわりをさせながら、財政的措置を全くやらなかった政府の怠慢によつて、今日の赤字が累積されてきたのであります。したがつて、今日の国鉄財政の危機を招いた主要な責任は佐藤自民党内閣にあると言つても過言ではないのであります。にもかかわらず、この責任を国民に転嫁し、運賃値上げという大衆収奪によつてつじつまを合わせようとする不当性については、断じて了解できないからであります。(拍手)

反対理由の第四は、国鉄運賃の値上げはもとより、その波及効果としての物価上昇によつてどの階層に最も悪影響を及ぼすものであるかについて、あまり重視をされてない点であります。

多数の家族をかかえた低所得層、恩給や年金をたよりに短い老い先を細々と生活している人たち、通勤費の会社負担を受けられない中小零細企業に働く勤労者たち、あるいは生活保護世帯など、これらの人々に対して何らの救済措置もないままに、大の虫を生かすためには小の虫は犠牲になれという、血も涙もない官僚的な財政至上主義的なやり方に対して賛成できないのであります。

反対理由の第五は、国鉄財政再建推進会議が示した十カ年計画は、総合的な交通政策の裏づけを持たないところに致命的な欠陥があります。しかも国鉄財政再建のネックとなつてはいる公共性と独占制という矛盾した経営のあり方に何らのメスを加えることなく、単に利用負担すなわち安易な運賃値上げ方式に依存して、公共性のきわめて顕著な国民のための国鉄再建の視点を欠いているところに多くの問題があります。さらに、政府自身が社会経済発展計画の手直しを必至としているにもかかわらず、その更改もできないまま、不安定な展望のもとにお先まっ暗の十カ年計画を描いても、それは極言をすれば一片の机上プランにしかすぎないと思ふのであります。事柄はきわめて具体的であり、国鉄財政の破局によつて来たる原因もまた明白であります。しかるに旧態依然たる借金政策と運賃値上げの方策によつて、国民経済の発展が要請する輸送力増強をなし遂げ、なおかつ財政再建を達成し得るまいかは明白であります。今日の過密過疎の問題、都市化現象の急速な進展を思うとき、政府みずから本腰を入れずしては、たはし再建計画が実現できかどうか、はなはだ疑わしいのであります。すなわち、国鉄財政再建促進特別措置法案によれば、国民経済の高成長に対応する大動脈としての国鉄に対する近代化投資や、首都圏をはじめ大都市における通勤輸送力増強は、ひとり国鉄のみに背負わせて解決できる問題ではないにもかかわらず、政府はわずかに向こう十カ年間政府貸し付け資金の利子のたな上げと、利子補給の財政援助を行なうにすぎない状態であり、しかも運輸大臣の諮問機関である国鉄財政再建推進会議の意見書を受けた再建計画においては、今後四十八年と五十二年の二回にわたる運賃値上げを予定しているのであります。これが、これでは相も変わらず旧来の大衆負担による財源確保のこそく的手段を歩み出さないであります。一方、地方ローカル線の廃止や小駅の取り扱ひ廃止を計画され、国民へのサービスを切り下げる施策も計画されていのであります。このように一見本格的な国鉄財政再建方策を樹立したかのごときスタイルを装ひながら、基本的な問題はほとんど解決をされないうまま、国民には運賃値上げとサービスの低下という措置をとり、国鉄に努力を押しつけ、輸送機関に最も大事な安全の確

保すら懸念をされるのであります。これで、はたして国鉄の財政再建が明るい展望のもとに実を結ぶに至るであろうか、はなはだ寒心にたえないのであります。

私は、いまこそ政府は、ゆるぎなき経済社会発展計画を策定をし、それを基礎として、将来を見通した総合的交通政策を確立をし、日本社会が提案をしております。国鉄施設整備特別措置法案を骨子とする建設的かつ最も現実的な国鉄の財政再建と社会の進展、経済の高成長に即応する施設整備を、運賃値上げによらず、国の責任による財政上の負担と援助によつて断行する以外に、ほんとうの意味での国鉄の再建の道はないと確信をします。

議長(星宗雄三君) 三木忠雄君。

三木忠雄君登壇、拍手。

○三木忠雄君 私は公明党を代表して、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案外一案に対し、反対の意見を表明するものであります。討論に入る前に、去る四月二十四日の参議院運輸委員会における委員長及び自民党理事による質疑の強行打ち切りについて、議会議長主義を守るためにも一言触れておかなければならないと思ふのであります。わが党は、国鉄二法案が運輸委員会に付託された当初より、重要法案として特に慎重審議を主張し、委員長並びに与野党間の約束として、公明の信義を重んずる立場を貫き通してきたのであります。しかるに、衆議院の運輸委員会及び四党国対委員長会談の申し合わせを一方的に踏みこみ、委員会において審議も十分に尽くさないうまま強行採決を行ない、続いて参議院においてもまた同様のような暴挙を繰り返して、国民の心に政治不信の種をまた一つ植えつけてしまったことは、まことに遺憾にたえないのであります。与野の理不尽な態度に深い反省を求めるとともに、わが党は今後も議会議長主義を守り、国会の正常化と話し合いを期待する国民大衆の負託にこたえないかんとするものであります。さて、まず第一に、国鉄運賃法の改定は、佐藤内閣の物価政策の矛盾をさらけ出し、いよいよ内閣不信を招くことは必至であります。運賃そのものの上昇率もきわめて高く、平均一五%とはいふものの、これはあくまでも基本運賃の上昇率にすぎず、たとえば、大衆、特に都市生活者が最も多く利用する二十円区間は三十円とな

り、五〇多もの値上げであります。三十円区間は四十円となり、これまで三三多という大幅の値上げになるのであります。さらに定期代においては、昨年四月の改定以前から平均七〇多の値上げとなり、中にはこの数年足らずのうちに三倍から四倍近い値上げとなる区間もでき、通勤通学者や都市生活者には、実質的に五〇多から六〇多の値上げを押しつけられ、不当に生活を圧迫されることになるのであります。また、総合原価主義のたてまえからはずされておられ、いわば独立した路線を走り、国鉄のドル箱とまでいわれる東海道新幹線のような大幅黒字線においても、運賃値上げをきめており、このような無謀な運賃改定は断じて認めるわけにはいかないのであります。

次に、一般物価への影響についても深く憂慮するものであります。国鉄運賃は公共料金の王様といわれ、値上げが直接、間接に一般物価に波及していくことは火を見るより明らかであります。バス、タクシー、地下鉄等は便乗値上げをねらって、その動きはきわめて活発な上、一昨年十月から鉄道部門の経営悪化を理由に、大幅な値上げを申請している私鉄大手十四社には、政府みずからの手によって、値上げへの有力な口実を与えることになるのであります。すなわち、今回の値上げは、並行区間の従来の運賃格差をさらに大きくし、たとえは新宿八王子間の定期運賃で比較するならば、国鉄は一カ月四千二百八十円と、実に千八百四十円も高くつくのであります。また、品川―横浜間は、国鉄が一カ月千六百四十円に対して、京浜急行は一カ月千六百三十円と、千円も格差が生じてくるのであります。運輸委員会においては、並行区間の料金問題についての政府の態度は、当然のことながら歯切れも悪く、経済企画庁長官は、便乗値上げを認めないとしながらも、運輸省は、すでに値上げを認めざるを得ないとの考えに立っており、この間、運輸大臣は、「国鉄と私鉄の料金の格差についてあくまでもバランスというものが必要ではないか」という御意見は、私もそのとおりであると思ふ」とか、あるいはまた「物価に影響しない程度で別途検討する」などと発言をしておられ、これによっても明らかのように、私鉄運賃

値上げ抑制は不可能であるということを示す以外の何ものでもありません。このように、自由経済の基本原則と政策上のジレンマにおちいった政府は、すみやかに総退陣すべきことを主張するものであります。こうした公通料金の一斉値上げは、消費者物価を〇・一％上昇させ、これに国鉄運賃の値上げ分を合算するので、〇・三多の物価上昇になると予想されるのであります。さらに、物価全体の輸送費の値上げへとはね返り、生鮮食料品を中心に、ほとんどすべての物価を引き上げることになるのであります。このような無謀な運賃改定は、断じて認めるわけにはいかないのであります。物価安定という国民の切なる願いは、常に佐藤内閣の手によってつぶされておられ、今回の値上げは、残念ながらまことに無謀な政策と言わざるを得ないのであります。

次に、国鉄財政とその経営について申し上げるならば、政府の国鉄を含む総合輸送政策の欠陥が、今日の国鉄の大幅な赤字の根本原因となっているのであります。すなわち、戦前はひろく、戦後しばらくの間、国鉄は中長距離の輸送と大都市の通勤通学輸送を独占した時代がありました。最近のモータリゼーションの発達は、鉄道輸送から自動車輸送へと大きく輸送革命が進行し、特に貨物輸送の分野における比率が大きく変化し、いままでの鉄道輸送の地位は次第に失われ、その結果、今日の国鉄は、旅客輸送が全体の四二多のシェアを保っているのに対し、貨物輸送は全体のやと二四多を確保することにまわっているものであります。この国鉄の輸送量の変転は、政府の総合輸送政策の欠陥と、過去における近代化と合理化への投資不足がもたらしたものであり、これが今日の国鉄財政の悪化となつてあらわれたのであります。この根本対策としては、何よりもまず、輸送機関の各分野での基盤を明らかにした総合政策を確立し、その中における国鉄の地位とその特性を十分に生かした中長距離輸送、高速幹線輸送、大都市通勤輸送を主体とする全国的輸送網を確立することであり、かかるに政府は、この総合交通輸送政策の確立なく、ただ運賃の値上げのみをもつて国鉄の再建だけをもちろむとする

は、みずからの無策無能を証明するものであり、国民大衆にその責任を転嫁し、何ら抜本的改正にならないのであります。たとえ政府は、今日まで国鉄に対して独立採算制をたてまげにさせ、かつ受益者負担の原則を振りかざし、何ら財政面での積極的な援助を講じなかつたのであります。ヨーロッパ諸国の国鉄に対する財政援助額は、日本に二十倍から六十倍以上に達しているのであります。このように国鉄財政が悪化し、独立採算制がその限界を越えた原因は、国鉄自身の放漫経営はもとより、政府の総合交通輸送政策の欠陥によつて生じたこととは明らかであります。しかるに政府並びに国鉄の財政政策に対し、わが党は始終一貫、国鉄四十七万職員の日々の懸命なる国民へのサービス確保の努力を多し夜ながらも、国鉄経営のあり方について、残念ながら幾つかの問題点を指摘せざるを得ないのであります。たとえは、昭和三十六年を初年度とする第二次五カ年計画は、内容的にも、計画の見直しについてもきわめて無理があつたため、中途挫折を余儀なくされ、その結果、昭和三十三年、それまで続いていた赤字がついに赤字に転落し、以降、第三次七カ年計画においても多額の設備投資を続け、今日では一兆数千億をこえる負債を背負い、民間企業であるならばとくに破産しているはずであります。そのほか、国鉄の用地売買に見られる放漫すぎずな処分や、民衆駅の用地貸し付け契約の不当に安い貸し付け条件と駅ビル等の民間団体への高級幹部の天下り、さらに電力会社と国鉄が相互に電力を供給するときに見られる不平等な電力料金の処理等、われわれ国民にはどうしても納得できない点が数多くあるのであります。(拍手)

以上、国鉄財政と政府の姿勢について幾つかの問題点に触れましたが、最後に、あの殺人的なラッシュ対策の確立や、さらに国鉄の資産の再評価等々、国鉄の一その企業努力を望むことも、わが党がかねてより主張するように、国鉄に対する政府の大膽な財政援助によつて、国民への過大なる負担をなくし、国鉄の再建をはかるよう強く政府に望み、私の反対の討論を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 田沼哲也君。  
〔田沼哲也君登壇、拍手〕  
○田沼哲也君 私は、民主社会党を代表して、現在上程されております国鉄二法案に対し、反対の討論を行なうものであります。  
反対の理由のまず第一は、国鉄運賃の値上げが物価の上昇に及ぼす影響が大きいことであるのであります。  
今日、国民生活に最も大きな脅威を与えている問題は、物価高であることは言うまでもありません。しかも、最近の物価上昇の中心的な役割りを果たしているのが、政府みずからその価格を決定できる公共料金であり、政府主導型物価上昇といわれるゆえんもここにあります。このような情勢の中で、ここにまた国鉄運賃を引き上げようとするのは、まさに暴挙と言ふほかはなく、政府の物価抑制に対する熱意を疑わざるを得ないのであります。なるほど国鉄運賃の値上げによる消費者物価の上昇率はわずか〇・二多で、微々たるものだと言われるかもしれませんが、しかし、国鉄運賃の値上げを待ちかまえて、私鉄、バス、タクシー等の値上げ要求はメジロ押しに並んでおられます。しかも、その実情を調べてみると、国鉄以上にその必要性が存在するものも少なくないのであります。政府は、国鉄のみ例外的に値上げを認め、他は極力抑制すると繰り返して答弁しておりますが、私は、国鉄運賃を上げておきながら、私鉄、バス、タクシー等の値上げを認めないのは、片手落ちもはなはだしし、また、現実にはその抑制は困難であり、近い将来上げざるを得なくなると判断するものであります。そして、国鉄運賃の値上げが連鎖的に他へ波及し、次々と物価が上がり、いくことは明白であります。国有企業であり、政府資金をもつて援助し得る国鉄こそ、他の何よりも、その値上げを押し得る立場にあるにかかわらず、率先してこれを上げようとするのは、何としても理解しがたいことであるのであります。

反対の第二の理由は、国鉄運賃の値上げを含む国鉄再建計画は全く不透明であり、国民の納得できないものであることであるのであります。  
今日の国鉄を財政面から見ますと、過去の累積

昭和四十四年五月九日 参議院会議録第二十二号

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案外一件

赤字は二千七百億円にも達し、建設投資のための借り入れ金も二兆円をこえております。そのための支払い利息は年額一千五百億円にも達し、運賃収入の六分の一に当たるという最悪の状態に置かれております。このような状態に立ち至った原因はどこにあるか。

その一つは、何と云っても国鉄経営者の責任であります。すなわち、競争相手としての自動車、内航船、航空機等の各種運輸機関の成長発展など、交通産業の変革に対する長期展望を欠いたこと、また、運輸機関の発達に即応する国鉄の積極的経営施策が顧みられなかったこと等があげられます。換言すれば、国鉄経営者がかつての独占的経営の安逸になれ、当面する危険がなければ、現状を維持することで事足りれりとする官僚の習癖から抜け切れず、当面を糊塗することで日を過ごしてきた責任をまず指摘しなければなりません。

もう一つは、政府の責任であります。鉄道建設の歴史は、利権と政治の結びつき歴史であるといわれていられるように、政治路線といわれる赤字路線の無計画な創設、また、地域開発に対する総合計画の欠陥、さらに政府の無秩序な高度成長政策による都市周辺の輸送需要の増大に対応するための膨大な設備投資の負担等を考えた場合、政府の責任はまことに重大であると言わざるを得ません。

総理はじめ閣内各大臣は、国鉄の再建は、一に、公共的な役割のゆえの非経済性については国がめんどうを見るべきである、二に、国鉄自体の企業努力で経営の効率化をはかる、三に、適正な運賃は利用者負担する、の三つの柱、すなわち三位一体で国民みんなが協力して再建を行なうべきだと述べております。この基本的な考え方を否定するものではありませんが、いままでも各委員会で行なわれた審議を見ますと、運賃の値上げだけは明確でありませぬと、それ以外は、さわめて内容が空疎であります。

まず第一の公共負担につきましては、通勤通学定期の割引、貨物運賃の特別割引等で年額六百十億円、さらにこれに政治赤字路線の損失分のうち最低限政府が負担すべき分を加えると、年額一千

億円をこえるといわれております。これらの分まで旅客運賃におつかふせて一般利用者負担させることは、どう考えても不合理であります。今回の特別措置法で政府は多額の補助を出すと思着せがましく言っておりますが、先ほど述べた金額に比べれば、はなはだしく僅少と言わねばなりません。国鉄に企業としての独立採算制を要請するならば、まず、国の責任として持つべきものは、はつきりと負担すべきであります。

第二の、国鉄経営の合理化、近代化について考えてみたいと思つてます。まず、国鉄の経営者が国民の財産を預かり、また、わが国経済の基幹ともいべき国鉄の運営をまかされているという責任感に基づいたシビアな経営姿勢を持つべきであることは言うまでもありません。また、企業再建は労使の合意に基づく協力体制がなければそれは不可能であります。現在、国鉄の労働力の構成は、平均年齢三十八歳と、他産業に比べて高く、いわゆる労働の質的過剰の傾向が見られ、今後ともさらにこの傾向は強まると思つてます。これは労働力の新陳代謝が行なわれにくいところから原因がありますが、これが賃金水準の上昇率、それと労働生産性の伸びが大きな開きを来たした一因となつております。国鉄運賃の値上げ分の大部分が人件費によつて食われておる現状を考えると、き、労働力の効果的な活用こそ真剣に考えるべきであります。そのために関連事業の拡大や、他の公共企業、民間産業の協力も得て適切な配置転換を行ない、国民経済全般の見地から見た労働力の適材適所の配置を積極的に進めるべきだと思つてます。また、国鉄当局は、今後十年間に省力投資その他の合理化を進め、六万人の人員を削減する方針を打ち出してありますが、設備の近代化は、かなり、少数の人員で効率をあげる努力は当然な事なればなりません。しかし、配置転換にし、人員の削減にし、労働者の理解と協力なくしてこれを円滑に進めることは不可能でありませぬ。今日、国鉄の労使関係には大きな問題があり、こうした合理化に対しては、国鉄労組、動力車労組等の反対が強く、順法闘争やストライキが繰り返されてきたのが過去の例であります。私は国鉄経営者が今後ほんとうにこれら労働組合の理解と協力を得て、経営の近代化、合理化を進め

ていく自信があるかどうか疑わざるを得ないのであります。こうして考えてみると、三本柱とか三位一体とい言いがら、第一、第二の柱はぐらぐらしておるのではありません。もう一つ、国民みんなの協力で国鉄の再建を」というキャッチフレーズは非常にけつこくありませぬ、私は、ここに大きな抜け穴があることを指摘しなければなりません。それは国鉄財政再建推進会議でも意見として出されておる開発利益の還元の問題であります。鉄道が敷かれ、駅ができると周辺の土地は著しく値上がりいたします。その膨大な利益が一部土地所有者のふところになるのがおるのであります。すなわち、公共の投資によつて一部の私利私欲を増大させる結果となつており、これを放置しておく法はないのであります。土地税制の検討等によりこれを吸い上げる方法は幾らでもあるにかかわらず、自民党政府は言を左右して、これに対しては、あくまで消極的な態度を示しております。国政にあずかる政府として怠慢はなほだしいと言わざるを得ません。

このように考えてまいりますと、今回の国鉄再建計画の中で最も明確なものは、国鉄運賃の引き上げによる利用者負担の増大にほはおかむりをして、国鉄利用者の過重な犠牲において再建を行なうとするものであることは明らかであります。以上述べましたとおり、国鉄運賃の引き上げが物価上昇への影響が重大であること、国鉄再建計画を進めようとしておることは納得できないものであるの二点において、この法律案には反対の意を表明するものであります。あわせて政府がこの際、衆議院運輸委員会における与党の強行採決、一部野党の暴力による審議阻止、参議院運輸委員会における強行採決等、わが国憲法を制民主主義に教々の汚点を残したこの法案をすみやかに撤回し、もう一度頭を冷やし、国民の納得できるものに練り直してから提出されることを要望して、私の討論を終わりたいと思つてます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 渡辺武君。  
○渡辺武君登壇、拍手。  
○渡辺武君 私は、日本共産党を代表し、ただいま議題となりました国鉄関係二法案に反対するものであります。

のであります。そもそも、国鉄財政を今日の破綻に追い込んだ最大の責任者は、歴代の自民党政府であり、国鉄首脳部であります。しかるに、この二法案は、佐藤内閣と国鉄首脳が、国民と国会に対する一片の責任さえも感じていないこと、むしろ、国民と国鉄労働者にすべての犠牲を押しつけて赤字のしりぬぐいをし、さらには、国鉄の公共性を一そう踏みにじつて、営利企業化し、大企業と米軍に一そう率仕させようとすることを示しております。しかも、政府は、法案審議に欠くことのできない国鉄財政再建のための政府及び国鉄当局の計画案をはじめ、その他の必要な資料さえも国会に提出せず、答弁も道理に合わない言いがらに終始するなど、全く無責任な態度をとり続けてまいりました。あまつさえ、強行採決、質疑の打ち切り、発言の制限など、議会制民主主義の原則さえも踏みにじる暴挙を重ねてまいりました。これらことは、政府、自民党が、法案のほんとうの内容を国民に知られることをどれほどおそれているかを示すものであり、かえつて、法案の悪質さをよく証明するものと言わなければなりません。

議題となつてい二法案は、第一に、国鉄旅客運賃を大幅に引き上げ、さらには、今後四年に一回といわれる長期連続的な引き上げの突破口を開こうとするものであります。今日、すべての勤労者が物価の値上がり苦しいに苦しんでいるときに、消費者物価の根幹の一つをなす国鉄運賃をこのように引き上げること、勤労者に大きな負担となることは言うまでもありません。しかも、国鉄旅客運賃は、原価をはるかに上回つて高く定められ、大幅な黒字の要因となつており、反対に、主として大企業、米軍の支払う貨物運賃は、原価よりはるかに安く定められ、国鉄財政赤字の最大の原因となつております。国鉄の公共性に基づいて国民の生活を守るためにも、また、国鉄財政の赤字を正しく克服するためにも、必要なのは、黒字の旅客運賃は安く据え置き、大企業、米軍の貨物輸送の運賃は、国鉄運賃法が定めるとおり、原価を償う公正妥当なところまで引き上げることでありませぬ。しかるに、政府は、この貨物運賃を据え置き、旅客運賃だけを上げようとしておるのであります。

第二に、今日、国民が求めているものは、国鉄が公共企業にふさわしく、通勤通学定期や農産物

の

の

の

に對する特別割引などのいわゆる公共負担を強め、通動輸送の増強やローカル線の改善など、国鉄を安く便利で、サービスのよい国鉄にすることであり、国鉄の再建は、このような方向によつてなすべきであります。しかるに、二法案は、この公共負担をなくし、ローカル線、小駅などの廃止、無人化を目ざしておられます。さらに旅客運賃引き上げによる収入を赤字のしりぬぐいと、主として大企業や米軍に役立つ中長距離大貨物輸送や、もうけ本位の新幹線の増強のために投じようとしておられます。

第三に、国鉄財政の今日の赤字の最大の原因は、国鉄の労働者の賃上げにあるのではなく、大企業への原価を割つた貨物運賃、大銀行などに対する一日四億圓に及ぶばく大な金利の支払い、大企業からの物資の高値買入れなどが根本原因であります。国鉄財政を正しく再建するためには、このように大企業の食いものになつていく国鉄の経営と財政を民主化しなければなりません。しかるに、この法案は、賃金の抑制と十六万人の合理化など、国鉄労働者の犠牲によつて、大企業への奉仕を一そう強めることを目ざしてあります。

第四に、国鉄の公共性を強め、一そう国民に奉仕する方向で財政再建を進めるためには、国鉄の管理、経営、財政などの根本的な民主化と結びつけて、日本国有鉄道法の定めるところにより、国の出資と補助を大幅に行なうべきであり、また大銀行などへの金利は大幅に引き下げて、元利返済は再建期間中はたな上げにすべきであります。かかるに、法案は、いわゆる孫利子方式など、全くの欺瞞的な、スズメの涙ほどの財政援助を行ない、しかもこれを引きかえに、政府が国鉄に全面的に介入する権限を握ろうとするものであります。国鉄財政を破綻させた最大の責任者である政府が、このように運賃決定権その他の国鉄経営に介入することは、運賃決定権を他の国会と国民の権利をも、国鉄労働者の民主的権利をも踏みにじり、国鉄の公共性を消し去つて、営利企業化、大企業・米軍奉仕の方向に、さらには公社もしくは民営の方向に根本的に変えていこうとするものであります。

わが党は、このたびの政府・自民党の相次ぐ暴挙に嚴重に抗議するとともに、このような悪質な二法案に絶対に反対するものであります。(拍手)

昭和四十四年五月九日 参議院會議録第二十二号

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案外一件

議事日程追加の件 通行税法の一部を改正する法律案

○議長(重宗雄三君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより採決をいたします。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程を追加して、通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることについておはかりいたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案を議題といたします。

第八条中「又ハ寝合料金を」と、寝合料金を又ハ特別車面料金等に改める。

附則第四項中「寝合料金を」の下に「特別車面料金其ノ他ノ客車若ハ船室ノ設備ノ利用ニ付テノ料金を」を加ふる。

附則

1 この法律は、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号)の施行の日から施行する。

2 改正後の通行税法の規定は、この法律の施行の日以後に領収する同法第二条に規定する旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金、寝合料金を又は特別車面料金等に係る通行税について適用し、同日前に領収した改正前の通行税法第二条に規定する旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金又は寝合料金をに係る通行税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる通行税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○丸茂重貞君登壇、拍手

○丸茂重貞君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、今般、日本国有鉄道の旅客運賃及び料金につき、等級が廃止されることに伴ひまして、現在の一等車面を利用する乗客が支払うこととなる特別車面料金について一〇分の課税を行なうとともに、現在の二等寝合料金を相当する料金の免税点を現行の千四百円から千六百円に引き上げて、引き続き非課税とするほか、所要の規定の整備を行なうとするものであります。

委員会における質疑の詳細は、会議録によつて御承知願ひたいと存じます。

なお、国有鉄道運賃法の一部改正案との関連から、運輸委員会等四委員会と連合審査会を行ないました。

質疑を終了し、討論に入りまして、日本社会党の戸田委員、公明党の多田委員、民主社会党の田淵委員、日本共産党の渡辺委員より、それぞれ各党を代表して反対の意見が述べられました。

次いで採決の結果、本案は多数をもって原案ど

○議長(重宗雄三君) 別にお發言もなければ、これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 田淵哲也君の發言中に不適當な言辭がありますれば、議長において速記録を調査の上、適當な処置をとります。

本日はこれにて散會いたします。

午後四時三十六分散會

出席者は左のとおり。

議長 重宗 雄三君

副議長 安井 謙君

議員

原田 立君 山田 昭範君

田淵 哲也君 山田 啓典君

青島 幸男君 山田 高しげり君

藤原 房雄君 山田 忠雄君

市川 善枝君 山田 新治君

内藤 善三郎君 山田 秀彦君

阿部 憲一君 山田 亨君

小林 辰義君 山田 賢作君

中尾 章君 山田 明君

多田 省吾君 山田 伊藤五郎君

宮崎 正義君 山田 田代富士男君

片山 武夫君 山田 二宮 文造君

後藤 義隆君 山田 向井 長年君

鈴木 一弘君 山田 白井 勇君

渋谷 邦彦君 山田 山本 徹一君

横山 恒雄君 山田 山本 義一郎君

北條 フク君 山田 山本 正雄君

小平 浩君 山田 山本 正三郎君

村尾 重雄君 山田 山本 四郎君

植竹 春彦君 山田 山本 敬三郎君

若林 五郎君 山田 山本 敬三郎君

山崎 正武君 山田 山本 敬三郎君

安田 隆明君 山田 山本 敬三郎君

増田 盛君 山田 山本 敬三郎君

永野 鎮雄君 山田 山本 敬三郎君

高田 浩運君	中村喜四郎君	源田 実君	熊谷太三郎君
八田 一朗君	宮崎 正雄君	小野 勘一君	川上 為治君
柳田 桃太郎君	佐藤 隆君	鈴木 明君	森 勝治君
楠 正俊君	岡本 悟君	鈴木 力君	中村 波男君
高橋文五郎君	船田 護君	山本 杉君	米田 正文君
吉江 勝保君	江藤 智君	温水 三郎君	小林 武君
大竹平八郎君	大谷藤之助君	松本賢一君	森 八三郎君
柴田 栄君	青田源太郎君	三木與吉郎君	塚田十一郎君
栗原 祐幸君	藤田 正明君	赤岡 文三君	松永 忠二君
梶原 茂嘉君	大谷 實雄君	小柳 正君	横川 正市君
青柳 秀夫君	小枝 一雄君	齋藤 昇君	高橋 衛君
前田佳都男君	増永 恵吉君	廣瀬 久忠君	塩見 俊二君
鍋島直昭君	徳永 正利君	秋山 長造君	加瀬 完君
新谷寅三郎君	井野 碩哉君	成瀬 幡治君	北村 暢君
石原幹市郎君	河野 藤三君	渡辺 武君	須藤 五郎君
上原 正吉君	山崎 荒太君	春日 正一君	小笠原貞子君
平泉 涉君	山崎 一精君	岩間 正男君	河田 賢治君
近藤英一郎君	玉置 猛夫君	戸田 菊雄君	前川 旦君
小松 博文君	鈴木 省吾君	川村美智男君	竹田 現照君
小林 国司君	久次米健太郎君	田中寿美子君	村田 秀三君
佐藤 一郎君	山内 一郎君	川村 清一君	大橋 和孝君
山本茂一郎君	中津井 真君	松井 誠君	矢山 有作君
林田修紀夫君	鬼丸 勝之君	瀬谷 英行君	吉田忠三郎君
内田 芳郎君	大森 道行君	西村 関一君	大森 創造君
津島 文治君	岩動 久司君	鶴岡 哲夫君	野上 元君
和田 鶴一君	河口 陽一君	千葉千代世君	武内 五郎君
丸茂 重貞君	二木 謙吾君	森中 守義君	近藤 信一君
鹿島 俊雄君	長谷川 仁君	鈴木 強君	森 元治郎君
井川 伊平君	櫻井 志郎君	阿具根 登君	永岡 光治君
金丸 富夫君	谷口 慶吉君	中村 英男君	久保 等君
村上 春藏君	田中 茂穂君	岡 三郎君	羽生 三七君
堀本 宜実君	山下 信一君	大和 与一君	足鹿 秀男君
平島 敏夫君	八木 春江君	木村禧八郎君	田中 覺君
山口利壽君	平井 太郎君	藤原 道子君	松澤 兼人君
田口長治郎君	古池 信三君		
寺尾 豊君	那 祐一君		
青平 一男君	鹿島守之助君		
小林 武治君	重政 南徳君		
吉武 恵市君	木村 陸男君		
植木 光教君	上田 哲君		
亀井 善彰君	長田 裕二君		
上田 稔君	和田 静夫君		
松本 英一君	安永 英雄君		
佐田 一郎君	菅野 儀作君		
石原慎太郎君	竹田 四郎君		
杉原 一雄君	遠田 龍彦君		

源田 実君	熊谷太三郎君
小野 勘一君	川上 為治君
鈴木 明君	森 勝治君
鈴木 力君	中村 波男君
山本 杉君	米田 正文君
温水 三郎君	小林 武君
松本賢一君	森 八三郎君
三木與吉郎君	塚田十一郎君
赤岡 文三君	松永 忠二君
小柳 正君	横川 正市君
齋藤 昇君	高橋 衛君
廣瀬 久忠君	塩見 俊二君
秋山 長造君	加瀬 完君
成瀬 幡治君	北村 暢君
渡辺 武君	須藤 五郎君
春日 正一君	小笠原貞子君
岩間 正男君	河田 賢治君
戸田 菊雄君	前川 旦君
川村美智男君	竹田 現照君
田中寿美子君	村田 秀三君
川村 清一君	大橋 和孝君
松井 誠君	矢山 有作君
瀬谷 英行君	吉田忠三郎君
西村 関一君	大森 創造君
鶴岡 哲夫君	野上 元君
千葉千代世君	武内 五郎君
森中 守義君	近藤 信一君
鈴木 強君	森 元治郎君
阿具根 登君	永岡 光治君
中村 英男君	久保 等君
岡 三郎君	羽生 三七君
大和 与一君	足鹿 秀男君
木村禧八郎君	田中 覺君
藤原 道子君	松澤 兼人君

〔第十九号参照〕

審査報告書

首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決し、昭和四十四年四月十七日

参議院議長 重宗 雄三殿

地方行政委員長 内藤登三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、中部圏の建設の促進に資するため、首都圏及び近畿圏の場合に準じて、関係地方公共団体に対する国の財政上の特別措置を講じようとするものであつて、妥当なものと認めらる。

一、費用

本法の施行にあたり、昭和四十四年度においては特に費用を必要としない。

審査報告書

都市再開発法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。昭和四十四年四月十七日

参議院議長 重宗 雄三殿

建設委員長 岡 三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、既存の密集市街地等における再開発に関する都市計画、市街地再開発組合等の施行者、市街地再開発事業における権利処理の方式等、市街地の計画的な再開発に関する規定を整備して、当該事業を促進することにより、都市における土地の合理的かつ高度に利用され、健全な市街地の形成と都市機能の更新を図らうとするものであり、おおむね妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

この法律施行のため、昭和四十四年度道路特別会計において、七千八百万円が調査設計費として計上されている。

附帯決議

政府は、都市再開発法の施行にあたり、次の諸点について、適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、市街地再開発事業により建設される住宅については、国民生活の実態に応じて利用ができるようなものとするよう指導すること。

一、市街地再開発組合の設立にあつては、事業内容等を周知徹底し、同意を得られない者の立場も十分に考慮して、極力円滑に設立手続を進めるよう指導すること。

一、市街地再開発事業の実施に伴い、権利を失うこととなる零細な居住者の補償等について、十分に配慮すること。

一、従来の防災建築街区造成事業が行なわれていたような地方の中小都市においても、市街地再開発事業が積極的に推進されるよう指導すること。

一、市街地再開発事業は、機能の低下した中小商店街並びに建築用途の混在している都市環境が不良な地区等について優先的に行なうよう指導すること。

一、市街地再開発事業の推進を図るため、補助、融資等の助成措置について特段の配慮をすること。

右決議する。

第二十号中正誤

ハシ 段行 誤 正

三三 三から 漁業 漁港

五三 三ハ 一対体 一体

明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

一部 四十円 (配達料共)

所 東京港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七

大 蔵 省 印 刷 局

電話 東京 五八二 四四二(天代)